

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

— 子育て支援計画 —

若者計画

令和8年度～令和11年度



ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画

－子育て支援計画－

若者計画

令和8年度～令和11年度

目

次

第1章	計画策定の考え方.....	1
1	計画の目的.....	3
2	計画の性格・構成.....	4
3	計画の期間.....	5
4	計画の進行管理.....	5
第2章	計画の基本理念・基本目標.....	7
1	基本理念.....	9
2	基本目標.....	10
第3章	若者の現状.....	11
1	人口等の推移・推計.....	13
2	若者の生活基盤を取り巻く状況.....	17
3	困難を抱える若者を取り巻く状況.....	27
4	若者の自己実現を取り巻く状況.....	33

第4章	主要項目及びその方向性	39
	基本的な視点	41
	主要項目1 充実したライフデザインの支援	42
	主要項目2 社会的自立への援助	42
	主要項目3 自己実現の機会づくり	43
第5章	計画の体系・計画事業	45
	1 計画の体系	47
	2 計画事業	51
	大項目1 充実したライフデザインの支援	51
	大項目2 社会的自立への援助	61
	大項目3 自己実現の機会づくり	69
資料編		77

第 1 章

計画策定の考え方

1 計画の目的

我が国では、人口減少や少子高齢化、情報化、国際化が急激に進行するなど、若者を取り巻く状況は大きく変化しています。

「子ども・若者育成支援推進法」の施行から 15 年が経過し、教育、福祉、医療、雇用等の関係分野間の連携が進むなど一定の成果を上げてきました。令和 3 年 4 月には、第 3 次「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、政府は、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指すとともに、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進し、社会全体で子ども・若者の健全育成に取り組むとしています。

一方、生きづらさを抱える若者の課題は、ひきこもりや若年無業者（ニート）、ヤングケアラーなど、複雑化・多様化しており、加えて、新型コロナウイルス感染症の流行等が若者の生活、学び、働き方、人とのつながりに大きな影響を及ぼしたことで、不安や困難を抱える若者の状況は深刻な状態にあります。そのため、これらの課題に対するより包括的な支援が求められています。

文京区では、重層的支援体制整備事業を活用し、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしつつ、複合化した課題や制度の狭間にあるニーズに対応する包括的な支援体制を強化しているところです。

また、令和 7 年 1 月、初の試みとして区内在住の 19～39 歳の若者全員を対象に、「若者の生活と意識に関する調査」を実施しました。これにより、若者の意見を把握するとともに、若者が抱える多様な課題や本区特有の傾向を明らかにしました。

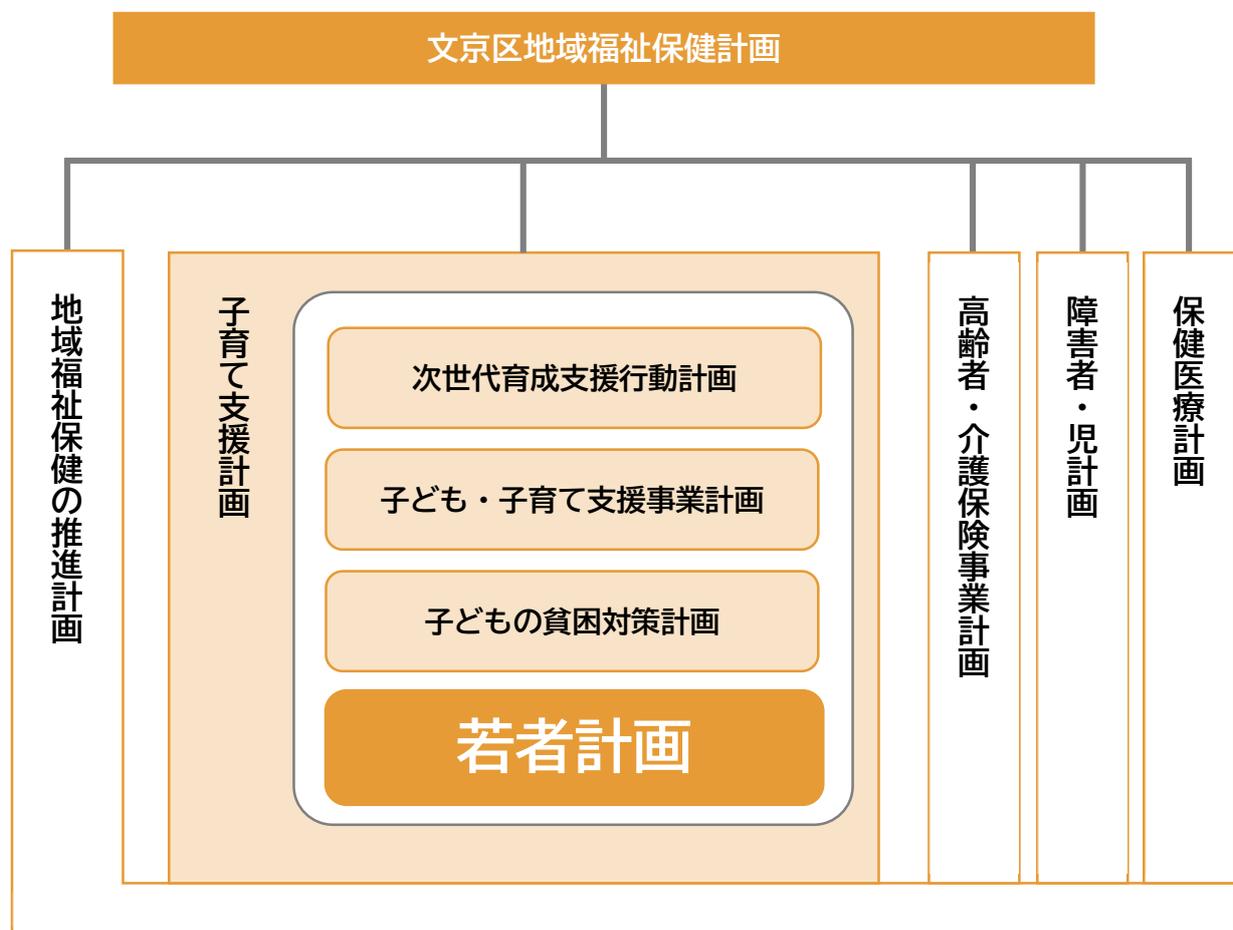
このような状況を踏まえ、文京区では若者への支援を一層強化するため、庁内の組織体制を整備するとともに、「若者計画」（令和 8 年度～11 年度）を策定します。

若者の意見表明機会を確保する視点や包括的な支援体制を強化する視点、持続可能で豊かな地域社会を構築する視点、行政手続きのデジタル化と DX を推進する視点を踏まえ、多角的に若者支援を推進します。これにより、おおむね 19～39 歳の全ての若者が充実した生活を送ることができる社会を目指します。

2 計画の性格・構成

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく、若者育成支援に係る計画であり、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「文京区地域福祉保健計画」の分野別計画の1つである「子育て支援計画」に内包されます。

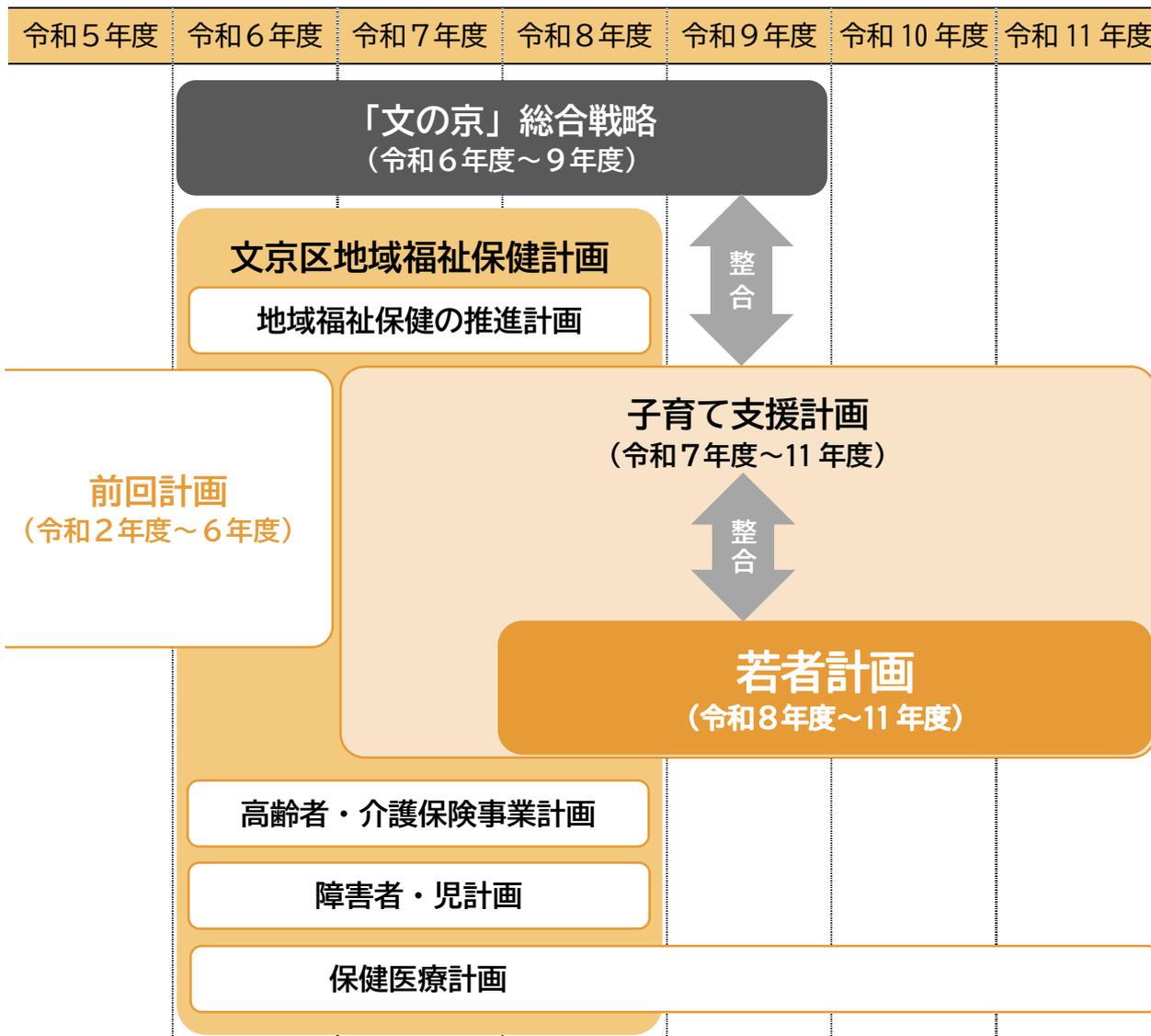
計画の策定に当たっては、「子育て支援計画」との整合を図るとともに、「こども大綱」の理念を十分に勘案した上で実施しています。



3 計画の期間

計画期間は、「子育て支援計画」の終期と合わせ、令和8年度から11年度までの4年間とします。

なお、社会情勢の変化、国や都の動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行っていきます。

第 2 章

計画の基本理念・基本目標

本計画では、文京区地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づき、若者支援施策を推進していきます。

1 基本理念

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が活かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション¹やソーシャルインクルージョン²の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ³を推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

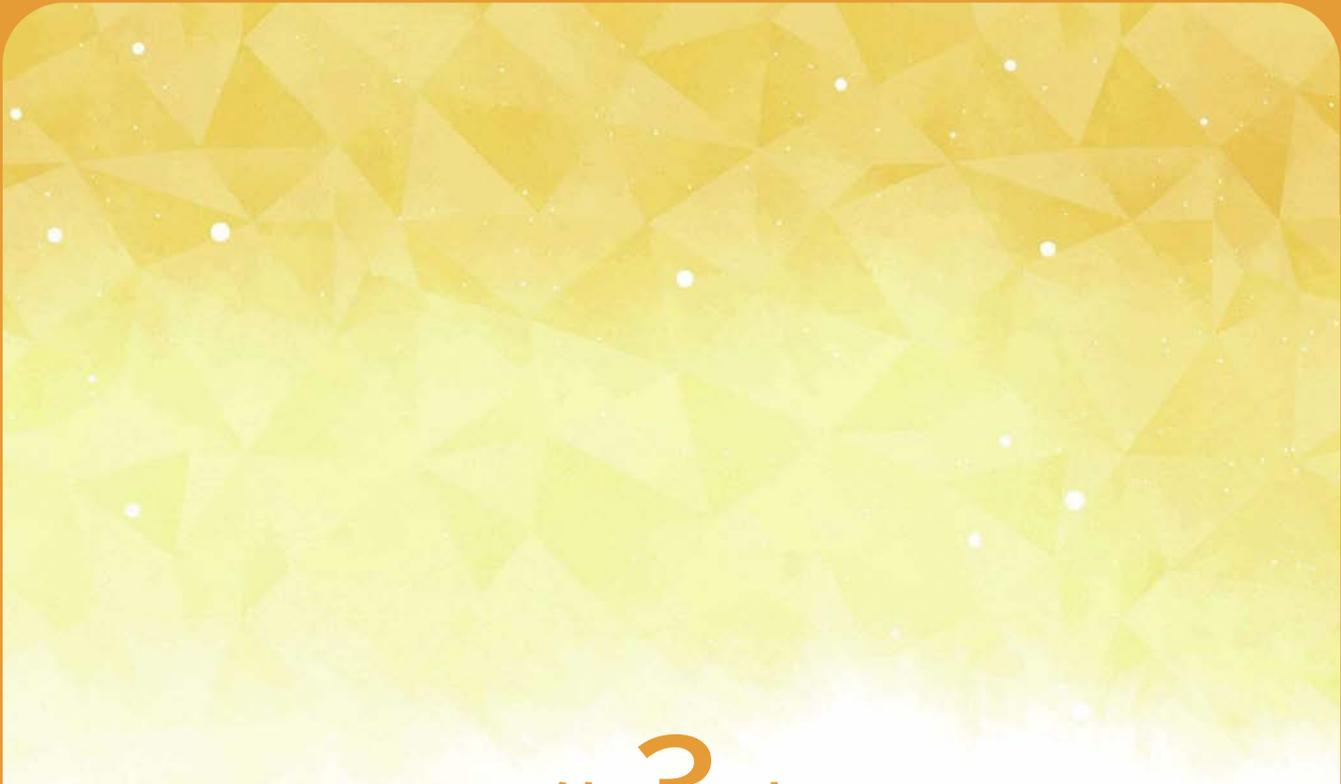
¹ ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

² ソーシャルインクルージョン(social inclusion) 全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う理念をいう。

³ ダイバーシティ(diversity) 性別(性的指向及び性自認を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

2 基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

A decorative background featuring a yellow and orange geometric pattern of triangles and polygons, with small white dots scattered throughout. The pattern is more prominent in the upper half of the page.

第 3 章

若者の現状

【第3章若者の現状の見方】

本章では、文京区における若者の現状について、各種資料や令和7年1月に実施した「若者の生活と意識に関する調査」から得られたデータをグラフにまとめ、掲載しています。

1 人口等の推移・推計

グラフの主な特徴を簡潔に示しています。

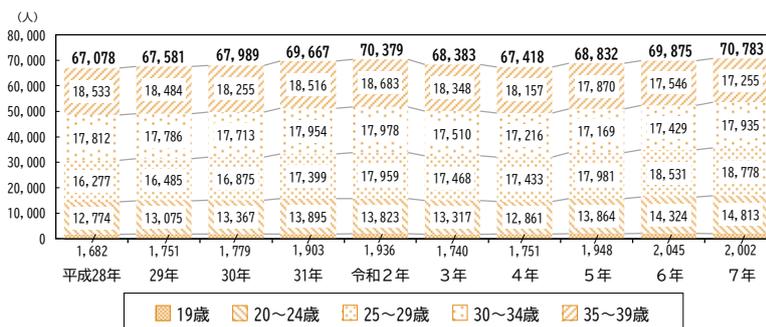
(1) 国・都・文京区の統計

ア 若者世代の人口の推移及び総人口との比率推移

若者の人口が過去10年間で最多

文京区の令和7年4月1日現在の若者世代（19～39歳）の人口は70,783人で、総人口に占める割合は30.1%となっています。20～34歳は、ここ数年で緩やかに増加しています。一方で、35～39歳は減少傾向にあります。

【図表】3-1 若者世代の人口の推移



【若者の生活と意識に関する調査結果を見る上での注意事項】

本区では、若者の生活や意識に係る現状を把握し、本計画の基礎資料を得ることを目的に調査を実施しました。（令和7年1月実施。区内在住の19～39歳に全数調査。有効回収率20.1%）

その中で、自身・家庭の状況、普段の生活、家族の世話、仕事、社会とのつながりや区に関すること、将来への希望感、結婚・子育て・少子化対策、若者施策等に関する意見について実態を把握しました。

- (1) 表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数です。
- (2) 年齢層別などのクロス集計は、無回答があるため合計が全体と一致しないことがあります。
- (3) 百分率（%）の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しました。したがって、単数回答（1つだけ選ぶ設問）においても、四捨五入の影響で、%の合計が100%にならない場合があります。
- (4) 複数回答（2つ以上選んでよい設問）においては、%の合計が100%を超える場合があります。
- (5) 表中の「-」は該当する回答がなかったことを示し、「0.0」は集計結果が四捨五入により0.1未満となったことを示しています。

1 人口等の推移・推計

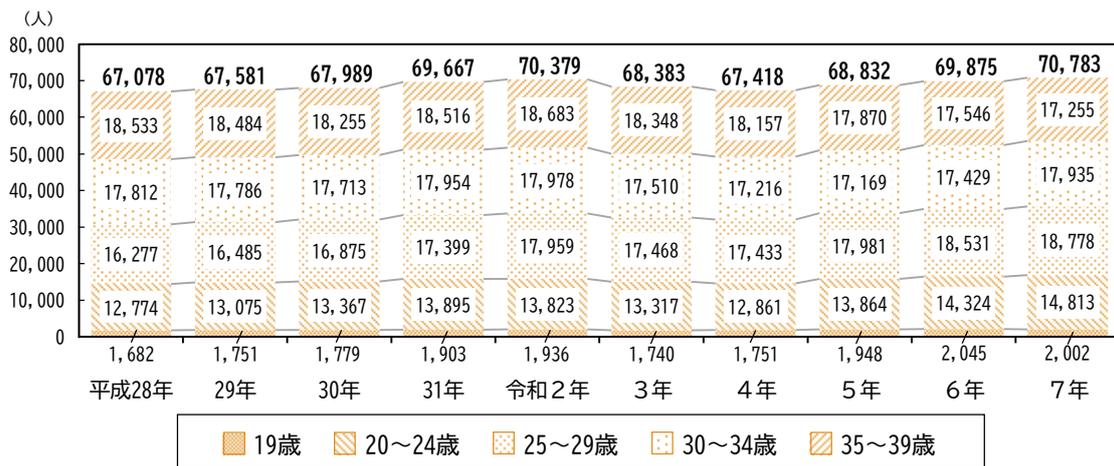
(1) 国・都・文京区の統計

ア 若者世代の人口の推移及び総人口との比率推移

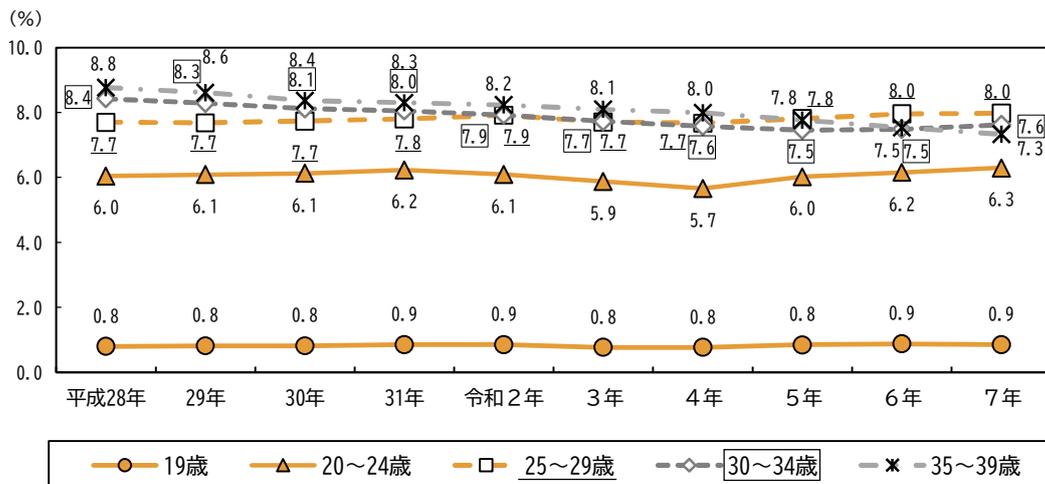
若者の人口が過去10年間で最多

文京区の令和7年4月1日現在の若者世代（19～39歳）の人口は70,783人で、総人口に占める割合は30.1%となっています。20～34歳は、ここ数年で緩やかに増加しています。一方で、35～39歳は減少傾向にあります。

【図表】3-1 若者世代の人口の推移



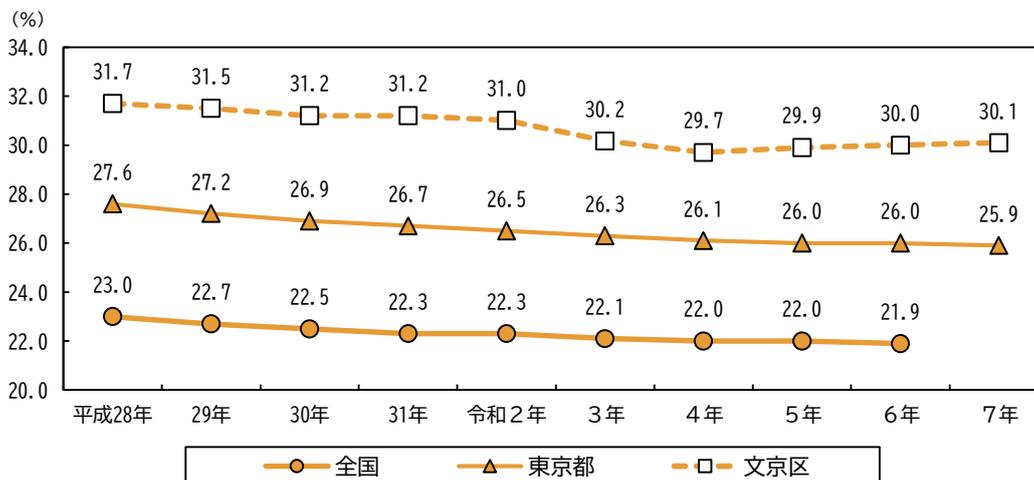
【図表】3-2 若者世代の人口が総人口に占める割合の推移（年齢層別）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

文京区の若者世代の比率は、全国や東京都より高いものの、令和3年以降はほぼ横ばいとなっています。

【図表】3-3 若者世代の人口が総人口に占める割合の推移（国・都・文京区）



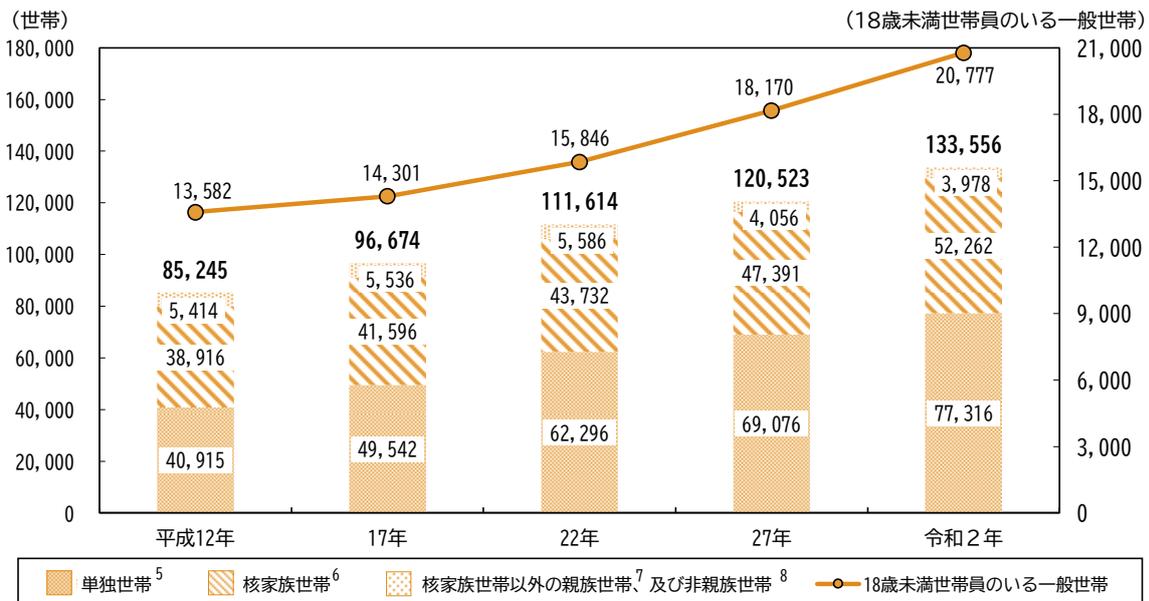
※令和7年の全国の比率については、作成時点において公表資料が未発表であることから、本計画では掲載していません。

資料：人口動態統計（各年10月1日現在）（全国）
 住民基本台帳（各年1月1日現在）（東京都）
 住民基本台帳（各年4月1日現在）（文京区）

イ 世帯類型の推移 単独世帯と核家族世帯の増加

文京区の単独世帯数は、平成12年には約41,000世帯でしたが、令和2年には77,000世帯を超え、一般世帯⁴全体の半数以上を占めています。また、核家族世帯及び18歳未満世帯員のいる一般世帯も平成12年以降増加傾向にあります。

【図表】3-4 世帯類型の推移



資料：国勢調査

⁴ 一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

⁵ 単独世帯 世帯人員が一人の世帯

⁶ 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子どもから成る世帯
- (3) 男親と子どもから成る世帯
- (4) 女親と子どもから成る世帯

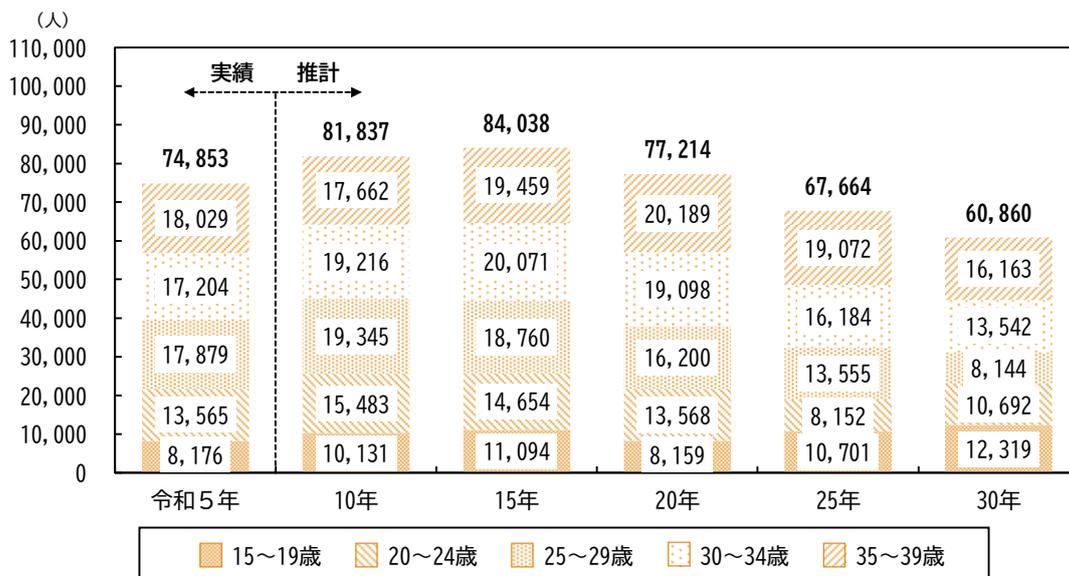
⁷ 親族世帯 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

⁸ 非親族世帯 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

ウ 人口推計 **令和15年がピークの見込み**

「文の京」総合戦略における将来人口推計（区独自推計）によると、15～39歳の令和30年までの人口推計は、令和15年のピークとなるまで増加し、その後減少していくことが見込まれています。

【図表】3-5 人口推計



資料：【令和5年】住民基本台帳（1月1日現在）

【令和10年以降】「文の京」総合戦略（令和6年3月）の推計方法に基づき算出

2 若者の生活基盤を取り巻く状況

(1) 国・都・文京区の統計

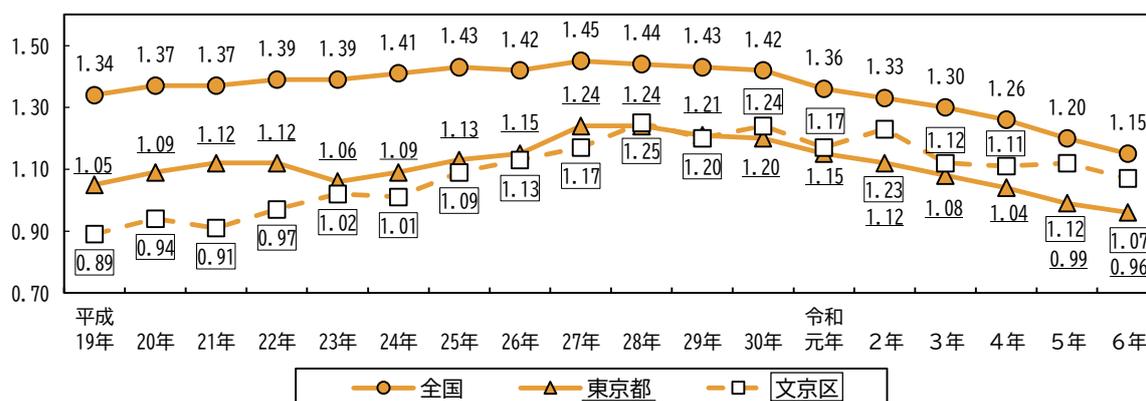
ア 合計特殊出生率及び出生数等の推移

新型コロナ等の影響を受け減少

全国の合計特殊出生率⁹は、平成 24 年以降は 1.40 を超えほぼ横ばいに推移していましたが、近年は減少傾向にあり、令和 6 年は 1.15 となりました。文京区の合計特殊出生率は、全国と比較して低い数値で推移していますが、平成 30 年には東京都を上回り、令和 6 年は 1.07 となっています。

一方、文京区の出生数は、平成 28 年の 2,167 人をピークに増減を繰り返しながら推移していましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、令和 3 年以降大きく減少し、令和 6 年では 1,796 人となっています。

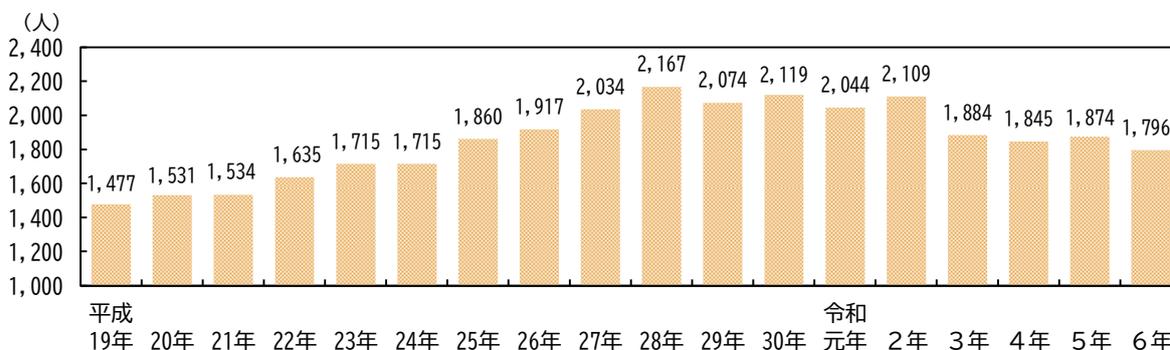
【図表】 3-6 合計特殊出生率の推移



資料：ぶんきょうの保健衛生

令和 6 年は人口動態統計（全国・東京都）、東京都保健医療局人口動態統計（文京区）

【図表】 3-7 出生数の推移



資料：文京の統計（文京区）

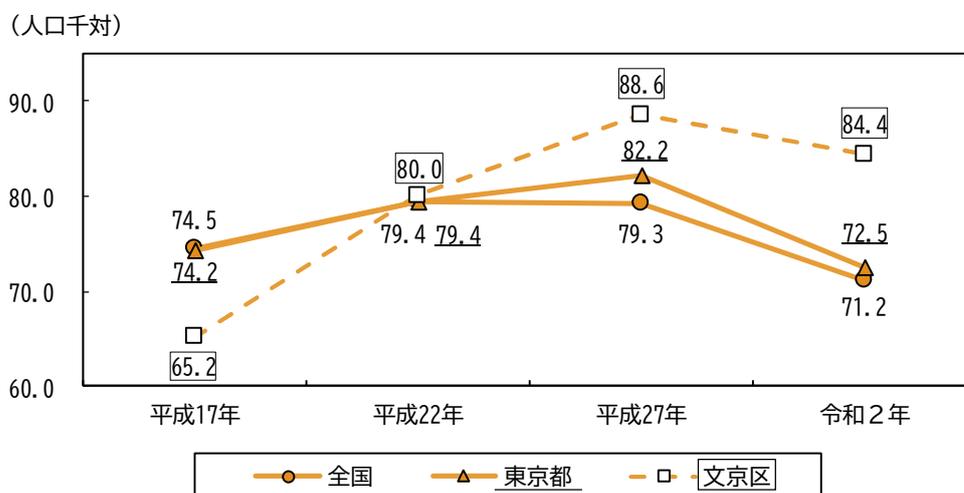
⁹ 合計特殊出生率 15～49 歳の女性の年齢ごとの出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を推計したものの。

また、結婚や出産は個人の自由な意思決定に基づくものであり、ライフスタイルの多様化が進む現代において、出生率を多角的に捉えることが子ども・子育て支援施策を進める上で大切な視点となっています。

その一つとして、婚姻状態に基づき出生動向を分析すると、婚姻している女性に対する出生数の割合は、令和2年は東京都が72.5%¹⁰、文京区が84.4%となっており、特に文京区は全国の71.2%を大きく上回っています。

合計特殊出生率は、就学や就職を機に若年層が都市部に流入する影響を受けるため、都市部で特に低くなる傾向があります。これに対して、配偶者を有する女性に対する出生数の割合は異なる推移を示し、都市部で相対的に高くなっています。

【図表】3-8 婚姻している女性に対する出生数の割合の推移



資料：国勢調査、人口動態調査

¹⁰ ‰ (パーミル) 千分率。0.001 を 1‰ とする表記。

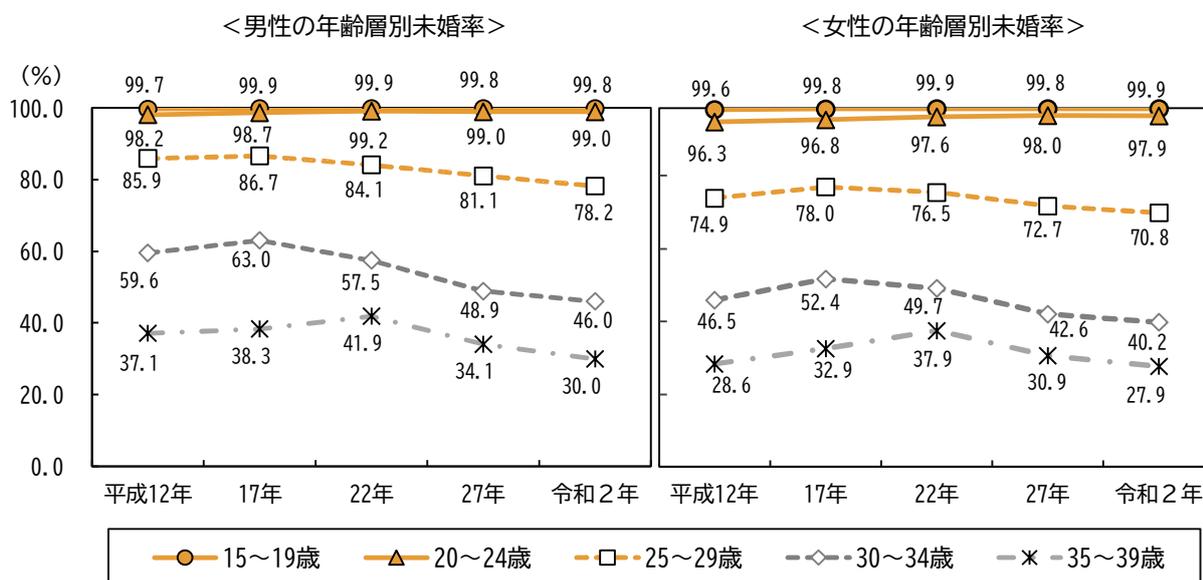
イ 年齢層別未婚率の推移及び婚姻数の推移

平成12年と比べて25歳以上の未婚率は男女ともに減少

文京区における令和2年の30～34歳の未婚率は、男性で46.0%、女性で40.2%となっており、男性では約2人に1人、女性では約2.5人に1人が未婚となっています。平成12年時点と比べると、男女いずれも25歳以上では未婚割合が減少しています。

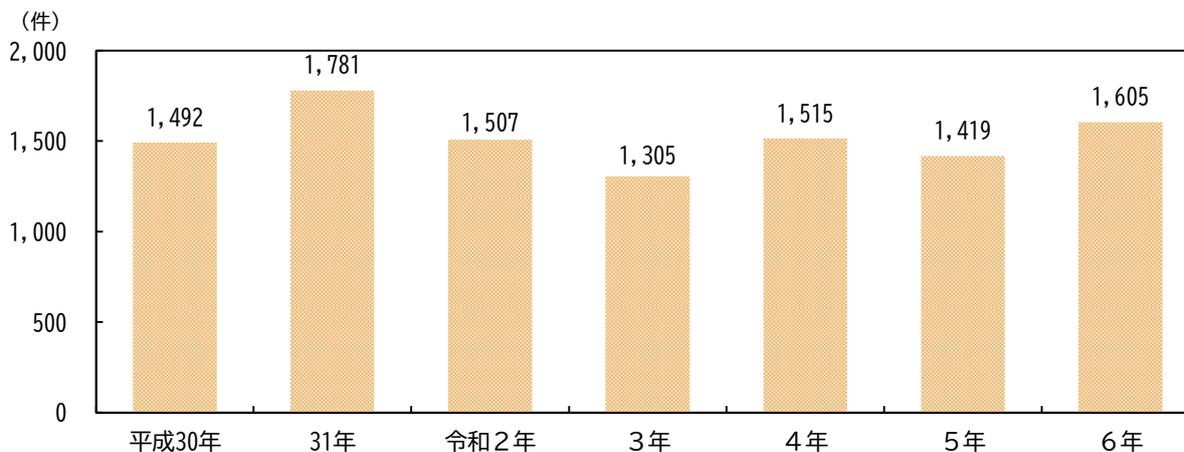
文京区の婚姻数は、増減を繰り返しており、令和6年時点で1,605件となっています。

【図表】3-9 年齢層別未婚率の推移



資料：国勢調査

【図表】3-10 婚姻数の推移



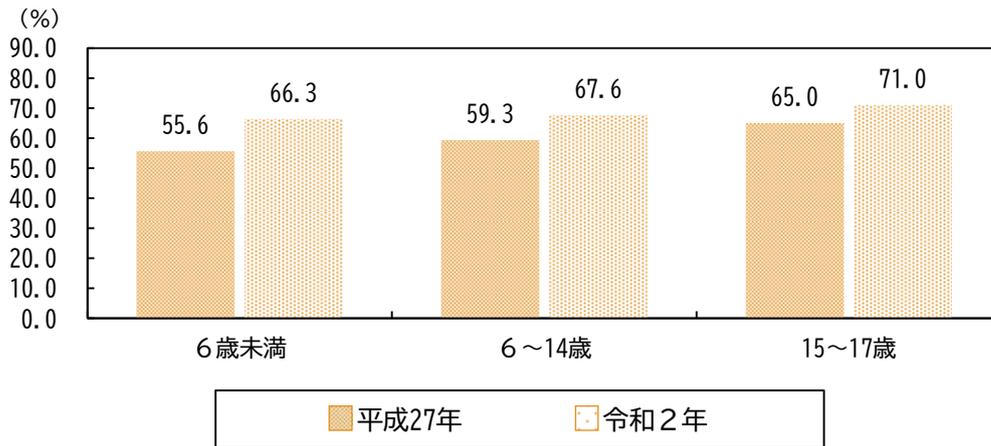
資料：東京都保健医療局人口動態統計

ウ 共働き世帯の割合（末子年齢別）

平成27年と比べて6～7割台に増加

文京区における令和2年の子どもがいる夫婦の世帯に占める「夫婦とも就業」の世帯の割合は、平成27年と比較して全ての区分で増加しています。特に、6歳未満の未就学児の保護者は、10.7ポイントと大きく増加しています。全体で見ると、末子の年齢が上がるにつれて共働き世帯の割合が高くなっています。

【図表】3-11 共働き世帯の割合



※「子どもがいる夫婦世帯」のうち、夫婦ともに就業している世帯の割合を、末子の年齢ごとに分類して算出しています。

資料：国勢調査

(2) 若者の生活と意識に関する調査結果

ア 世帯収入

300万円未満が全体の約10%

世帯収入は、全体で見ると「1,000～1,500万円未満」が20.5%と最も高くなっています。次いで「700～1,000万円未満」が14.8%、「500～700万円未満」が12.7%、「1,500～2,000万円未満」が11.4%、「300～500万円未満」が11.2%となっています。

年齢層別で見ると、「1,000～1,500万円未満」は30歳代で2割台半ばとなっています。一方、「100万円未満」は20～24歳で約2割と最も高く、19歳でも1割台半ばとなっています。

【図表】3-12 世帯収入

	回答数 (n)	100万円未満	100～300万円未満	300～500万円未満	500～700万円未満	700～1,000万円未満	1,000～1,500万円未満	1,500～2,000万円未満	2,000万円以上	わからない	無回答	
単位：%												
全体	14,064	4.2	5.5	11.2	12.7	14.8	20.5	11.4	9.3	8.6	1.9	
年齢層別	19歳	245	14.7	5.7	5.3	3.3	4.9	7.8	5.3	9.4	41.6	2.0
	20～24歳	1,879	18.6	12.3	12.8	6.5	6.2	7.2	3.9	6.3	25.0	1.1
	25～29歳	3,395	2.8	8.6	18.1	17.6	15.6	17.6	7.1	4.3	7.2	1.0
	30～34歳	4,130	1.2	2.9	9.7	14.1	16.6	25.8	13.9	10.0	4.4	1.3
	35～39歳	4,231	1.2	2.3	6.8	11.0	17.2	25.0	16.4	14.3	4.5	1.3

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

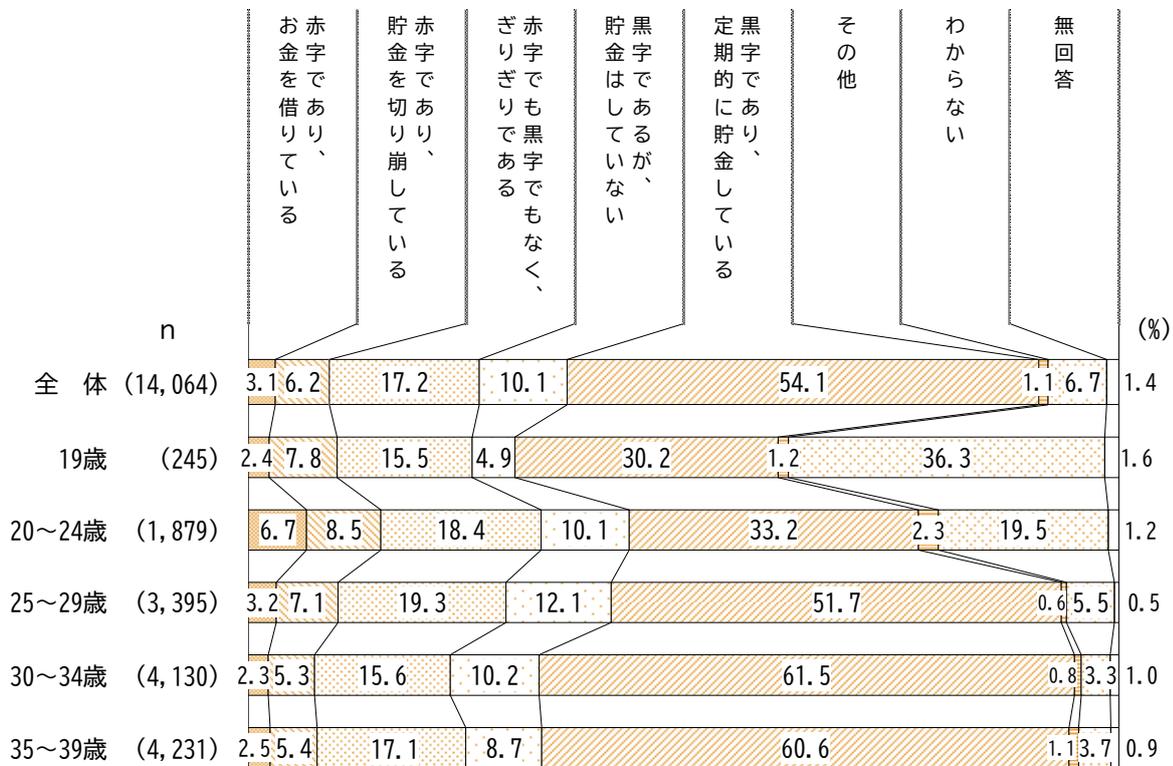
イ 家計の状態

赤字家計が全体の約10%

家計の状態は、全体で見ると「黒字であり、定期的に貯金している」が54.1%と最も高く、次いで「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が17.2%、「黒字であるが、貯金はしていない」が10.1%、「わからない」が6.7%となっています。

年齢層別で見ると、「黒字であり、定期的に貯金している」は年齢層が上がるにつれておおむね高くなり、30歳代では6割台となっています。「赤字であり、貯金を切り崩している」及び「赤字であり、お金を借りている」は20～24歳で他の年齢層よりもやや高くなっています。

【図表】3-13 家計の状態



資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

ウ お金の不安や悩みのある費用

居住費に不安を感じる人が多数

お金の不安や悩みのある費用は、全体で見ると「居住費」が61.9%と最も高く、次いで「食費」が46.1%、「子どもの養育費」が32.2%、「趣味・交際費」が24.7%、「医療費」が24.4%となっています。

世帯収入別で見ると、「食費」は500万円未満で6割台と高く、おおむね年収が上がるにつれて低くなっています。一方、「子どもの養育費」はおおむね年収が上がるにつれて高くなり、1,500～2,000万円未満で54.3%と最も高くなっています。「趣味・交際費」と「医療費」は1,000万円未満で2割台から3割台となっています。

【図表】3-14 お金の不安や悩みのある費用

(複数回答)

		回答数 (n)	居住費	食費	子どもの養育費	趣味・交際費	医療費	学費・奨学金返済	資格取得やキャリアアップのための費用
単位：%									
全体		14,064	61.9	46.1	32.2	24.7	24.4	20.9	16.5
世帯収入別	100万円未満	585	65.3	64.4	4.8	33.7	27.5	38.1	23.6
	100～300万円未満	767	73.9	68.4	7.4	37.9	34.3	30.1	22.6
	300～500万円未満	1,571	70.1	61.6	11.3	39.1	34.8	19.2	24.8
	500～700万円未満	1,791	66.2	53.2	20.5	31.3	28.1	17.9	19.7
	700～1,000万円未満	2,079	66.3	48.8	35.7	24.9	23.6	20.4	16.9
	1,000～1,500万円未満	2,882	66.3	42.5	49.5	18.4	19.9	20.4	13.2
	1,500～2,000万円未満	1,602	61.0	32.3	54.3	13.0	17.5	19.3	10.8
	2,000万円以上	1,312	46.5	23.9	48.5	12.4	16.1	17.5	10.5
	わからない	1,207	41.4	42.9	14.7	29.3	29.1	23.4	16.6

		回答数 (n)	家族(パートナーを含む)の介護等に係る経費	通信費	留学費	その他	特になし	無回答
単位：%								
全体		14,064	13.3	11.4	8.6	5.6	9.8	1.3
世帯収入別	100万円未満	585	5.1	20.9	25.8	2.9	5.8	0.3
	100～300万円未満	767	9.6	23.9	11.6	7.8	4.0	0.1
	300～500万円未満	1,571	10.6	19.6	5.2	7.1	5.8	0.5
	500～700万円未満	1,791	13.5	14.4	5.5	5.5	8.0	0.4
	700～1,000万円未満	2,079	15.2	11.2	6.1	6.3	8.7	0.2
	1,000～1,500万円未満	2,882	13.1	6.8	6.6	4.6	8.2	0.5
	1,500～2,000万円未満	1,602	14.3	4.3	8.6	3.9	10.7	0.5
	2,000万円以上	1,312	15.2	3.4	13.4	5.9	19.7	0.7
	わからない	1,207	17.5	14.2	11.9	6.1	18.8	1.2

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

エ 国や自治体に求める結婚支援、パートナーシップに関する支援

経済的支援を求める回答が多数

国や自治体に求める結婚支援、パートナーシップに関する支援は、全体で見ると「住まいや暮らしへの経済的支援」が50.3%と最も高く、次いで「雇用や収入の安定化を目指した施策」が37.5%、「出会いの場や機会を創出するための支援」が22.2%となっています。また、「特にない」は28.3%となっています。

年齢層別で見ると、「住まいや暮らしへの経済的支援」は20歳代で5割台となっています。「特にない」はいずれの年齢層でも2割台から3割台となっています。

【図表】3-15 国や自治体に求める結婚支援、パートナーシップに関する支援

(複数回答)

単位：%		回答数 (n)	住まいや暮らしへの経済的支援	雇用や収入の安定化を目指した施策	出会いの場や機会を創出するための支援	結婚やパートナーシップに関する情報の提供	登録費用の補助など 出会いに関するサービス 利用の支援(マッチングアプリ)	開設 公的相談所や公的相談会の	その他	特にない	無回答
全体		5,956	50.3	37.5	22.2	15.6	13.4	7.1	2.6	28.3	2.7
年齢層別	19歳	181	45.9	39.2	18.8	13.8	6.6	4.4	2.8	33.1	2.8
	20~24歳	1,439	52.3	41.7	18.3	12.7	9.6	5.5	1.5	28.1	2.8
	25~29歳	1,917	56.3	38.8	21.0	16.0	12.4	5.9	2.1	25.2	2.3
	30~34歳	1,385	46.4	32.7	24.5	17.2	16.8	8.4	3.3	30.0	2.3
	35~39歳	957	42.7	35.0	27.8	17.0	17.5	10.4	3.8	30.9	3.1

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

オ 子どもの人数及び理想の子どもの人数

理想と現実のギャップ

子どもの人数は、全体で見ると「1人」が58.4%と最も高く、次いで「2人」が35.0%、「3人」が5.3%となっています。

年齢層別で見ると、「2人」は年齢層が上がるにつれて高くなり、35～39歳で43.2%となっています。

それぞれの世帯収入の回答を比較しても、傾向に差異は見られません。

【図表】 3-16 子どもの人数

		回答数 (n)	1人	2人	3人	4人以上	無回答
単位：%							
全体		3,947	58.4	35.0	5.3	0.7	0.6
年齢層別	19歳	0	-	-	-	-	-
	20～24歳	9	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0
	25～29歳	242	88.4	8.7	1.7	0.0	1.2
	30～34歳	1,348	71.1	25.7	2.6	0.1	0.4
	35～39歳	2,315	48.0	43.2	7.4	1.0	0.4
世帯収入別	100万円未満	16	56.3	31.3	-	6.3	6.3
	100～300万円未満	26	57.7	30.8	7.7	-	3.8
	300～500万円未満	108	60.2	34.3	4.6	0.9	-
	500～700万円未満	242	64.5	29.3	6.2	-	-
	700～1,000万円未満	562	60.3	33.6	5.5	0.4	0.2
	1,000～1,500万円未満	1,233	61.8	32.8	4.5	0.6	0.3
	1,500～2,000万円未満	830	57.5	36.3	5.5	0.5	0.2
	2,000万円以上	724	50.1	42.7	5.9	0.8	0.4
	わからない	146	61.6	26.7	8.2	1.4	2.1

※各世帯収入別において、回答数(n)が30未満の項目は参考値とします。

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

理想の子どもの人数は、全体でみると「2人」が46.7%と最も高く、次いで「0人」が18.9%、「3人」が16.5%、「1人」が13.1%となっています。

年齢層別でみると、いずれの年齢層でも「2人」が最も高く、25～29歳で50.1%となっています。一方、「0人」は19歳で31.7%と高く、年齢層が上がるにつれて低くなっています。

世帯収入別でみると、「0人」は500万円未満の世帯で高くなっており、「1人」は1,000～1,500万円未満が14.6%と高く、「2人」は1,000万円以上で5割台となっています。

【図表】3-17 理想の子どもの人数

		回答数 (n)	0人	1人	2人	3人	4人以上	無回答
単位：%								
全体		12,269	18.9	13.1	46.7	16.5	2.0	2.9
年齢層別	19歳	186	31.7	9.1	41.4	13.4	1.1	3.2
	20～24歳	1,487	25.6	10.6	45.1	14.1	1.5	3.1
	25～29歳	2,942	19.7	12.8	50.1	13.3	1.4	2.8
	30～34歳	3,735	17.3	13.4	48.5	16.6	2.0	2.3
	35～39歳	3,773	16.4	14.5	43.6	20.1	2.7	2.8
世帯収入別	100万円未満	418	28.5	10.3	38.3	16.7	1.9	4.3
	100～300万円未満	595	34.3	8.6	38.0	13.8	1.8	3.5
	300～500万円未満	1,288	30.1	12.6	42.5	11.1	1.1	2.6
	500～700万円未満	1,559	25.7	13.9	42.6	13.2	1.7	3.0
	700～1,000万円未満	1,870	18.6	14.3	47.1	15.8	1.5	2.7
	1,000～1,500万円未満	2,648	11.5	14.6	52.1	17.8	2.0	2.0
	1,500～2,000万円未満	1,483	8.4	13.2	54.1	20.2	2.4	1.6
	2,000万円以上	1,215	8.6	11.6	50.6	24.5	3.0	1.6
わからない	975	28.5	13.1	38.9	12.6	2.5	4.4	

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

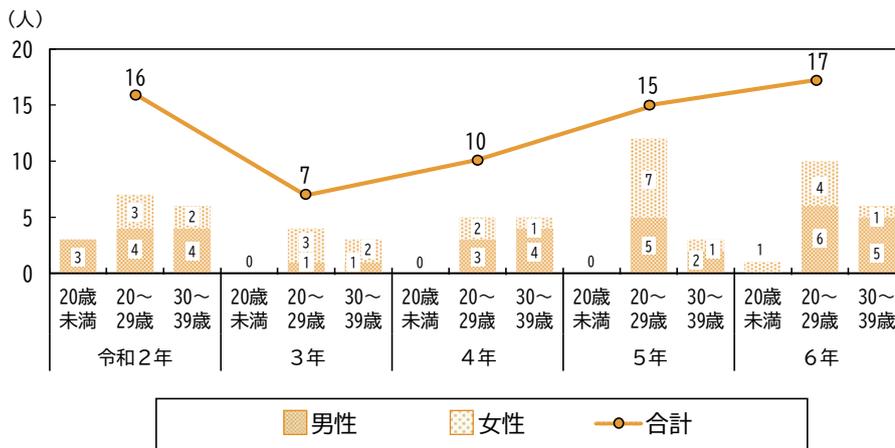
3 困難を抱える若者を取り巻く状況

(1) 国・都・文京区の統計

ア 自殺者数の推移 過去5年間で令和6年が最多

文京区の自殺者数の推移をみると、令和3年に一時的に減少した若者の自殺者数は、その後増加傾向にあり、令和6年には17人となっています。自殺者は、男性の方が多い傾向がみられます。

【図表】 3-18 自殺者数の推移

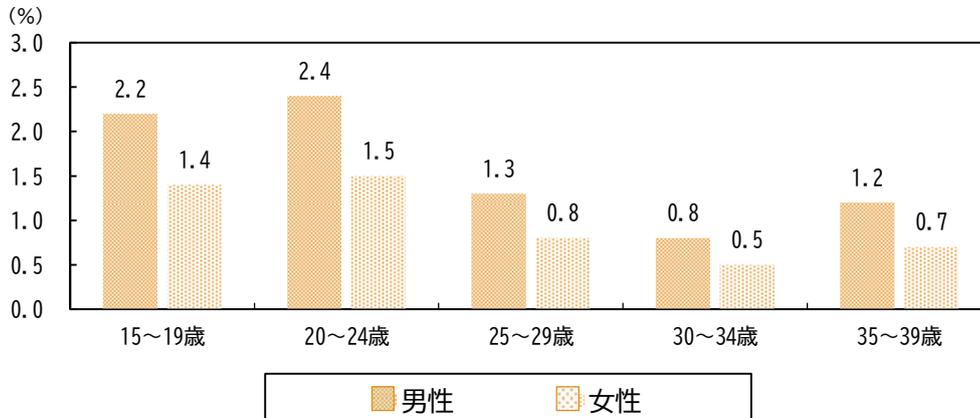


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

イ 無業状態¹¹の割合の推移 15～24歳で多い傾向

文京区における無業状態の割合の推移は、15～24歳にかけては男性で2%台、女性で1%台の割合となっています。25～39歳にかけては男女とも1%前後の割合となっています。

【図表】 3-19 無業状態の割合の推移



資料：国勢調査（令和2年）

¹¹ 無業状態 ここでは15～39歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者を指す。

(2) 若者の生活と意識に関する調査結果

ア 外出頻度及び外出状況が現在の状態になった期間

外出頻度が低い層が一定数存在し、その状態が長期化している傾向

外出頻度は、「ほぼ毎日外出する（仕事・学校・遊び含めて）」が71.8%と最も高く、次いで「週に3～4日外出する（仕事・学校・遊び含めて）」が19.7%、「人づきあいや用事のために、週1日程度外出する」が4.2%となっています。

【図表】3-20 外出頻度

	回答数 (n)	ほぼ毎日外出する（仕事・学校・遊び含めて）	週に3～4日外出する（仕事・学校・遊び含めて）	人づきあいや用事のために、週1日程度外出する	趣味に関する用事のため、自分だけ外出する	いつもは家には出かけるが、近所のコンビニなどには出かける	家からほとんど出ない	無回答
単位：%								
全体	14,064	71.8	19.7	4.2	1.5	1.1	0.5	1.3

上記の表の太枠で囲んだ選択肢を選んだ回答者について、外出状況が現在の状態になった期間は、「3年～5年未満」が26.5%と最も高く、次いで「1年～2年未満」が13.7%、「3か月未満」が12.8%、「2年～3年未満」が12.1%となっています。

【図表】3-21 外出状況が現在の状態になった期間

	回答数 (n)	3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～5年未満	5年～10年未満	10年以上	無回答
単位：%										
全体	430	12.8	7.9	10.0	13.7	12.1	26.5	10.0	6.0	0.9

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

イ 現在の不安や悩みごと 年齢とともに変化

現在の不安や悩みごとは、全体で見ると「将来のこと」が68.2%と最も高く、次いで「仕事のこと」が52.3%、「家の経済状況」が34.5%、「自分の健康や病気のこと」が26.8%、「子どもの園・学校や将来のこと」が23.9%となっています。

年齢層別で見ると、「将来のこと」は20歳代で7割台半ばとなっています。「仕事のこと」は25歳以上で5割台となっています。「家の経済状況」、「自分の健康や病気のこと」、「子どもの園・学校や将来のこと」、「家族（パートナーを含む）の健康や病気のこと」などは年齢層が上がるにつれて高くなり、「子どもの園・学校や将来のこと」は35～39歳で41.9%と最も高くなっています。一方、「進学、就職のこと」は19歳で74.3%、20～24歳で49.5%、「勉強のこと」は19歳で53.9%と最も高くなっています。

【図表】3-22 現在の不安や悩みごと

(複数回答)

年齢層別	回答数 (n)	将来のこと	仕事のこと	家の経済状況	自分の健康や病気のこと	子どもの園・学校や将来のこと	家族(パートナーを含む)の健康や病気のこと	家族(パートナーを含む)との関係	好きなことをする時間が少ない	進学、就職のこと	勉強のこと	外見に関すること	日常的に食事や洗濯など家事をしなければならない
		単位: %	単位: %	単位: %	単位: %	単位: %	単位: %	単位: %	単位: %	単位: %	単位: %	単位: %	単位: %
全体	14,064	68.2	52.3	34.5	26.8	23.9	20.3	16.4	15.8	13.9	12.5	11.6	10.0
19歳	245	68.2	23.7	20.0	18.4	1.2	7.3	11.8	11.0	74.3	53.9	18.4	2.4
20～24歳	1,879	73.5	42.5	26.2	18.6	1.5	13.1	11.7	12.3	49.5	29.6	16.9	5.6
25～29歳	3,395	74.3	55.9	34.1	24.5	10.3	16.4	14.2	12.9	12.6	12.1	11.8	7.7
30～34歳	4,130	69.2	56.2	36.5	27.2	28.8	20.7	17.2	16.3	5.3	8.5	11.1	10.9
35～39歳	4,231	60.7	52.5	37.7	32.4	41.9	27.2	19.9	19.7	4.1	6.9	9.2	13.4

年齢層別	回答数 (n)	交際相手との関係	友だちとの関係	先輩・後輩との関係	近所や地域のひととの関係	自分の性別に関すること	インターネット上の人間関係	日常的に家族(パートナーを含む)の介護をしなければならない	日常的に兄弟姉妹の面倒を見なければならない	その他	特に不安や悩みはない	わからない	無回答
		単位: %	単位: %	単位: %	単位: %	単位: %	単位: %	単位: %	単位: %	単位: %	単位: %	単位: %	単位: %
全体	14,064	9.0	6.4	2.8	2.6	1.1	1.0	0.8	0.3	3.3	4.4	0.3	1.6
19歳	245	6.1	16.3	4.5	3.7	3.3	0.8	0.4	0.8	2.4	2.9	-	1.6
20～24歳	1,879	13.0	12.4	4.9	1.5	2.2	1.6	0.5	0.6	1.9	4.5	0.7	1.2
25～29歳	3,395	13.9	6.8	3.2	1.4	1.0	1.2	0.6	0.1	2.6	4.6	0.5	1.6
30～34歳	4,130	8.0	5.1	2.1	3.1	0.9	0.9	0.9	0.2	3.5	4.2	0.2	1.1
35～39歳	4,231	4.5	3.9	2.0	3.4	0.7	0.8	1.0	0.2	4.4	4.5	0.2	1.3

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

ウ 相談先に望むこと

秘密保持と専門家を求める回答が多数

相談先に望むことは、全体で見ると「秘密が守られる」が66.4%と最も高く、次いで「専門家の人に相談できる」が60.4%、「匿名で相談できる」が54.5%、「曜日や時間を気にせず相談できる」が53.8%となっています。

年齢層別で見ると、いずれの年齢層でも「秘密が守られる」が6割台と最も高く、「専門家の人に相談できる」は年齢層が上がるにつれて高くなっています。

【図表】3-23 相談先に望むこと

(複数回答)

		回答数 (n)	秘密が守られる	専門家の人に相談できる	匿名で相談できる	曜日や時間を気にせず相談できる	無料で相談できる	SNSやメールで相談できる	相談できる場所が自宅から近い
単位：%									
全体		14,064	66.4	60.4	54.5	53.8	50.5	33.1	29.5
年齢層別	19歳	245	69.0	43.7	66.9	49.4	63.7	47.3	26.5
	20～24歳	1,879	67.6	49.4	59.3	49.7	58.9	38.4	28.0
	25～29歳	3,395	65.4	56.3	53.1	55.9	52.4	32.6	28.8
	30～34歳	4,130	66.7	64.2	53.6	55.3	48.4	33.6	30.1
	35～39歳	4,231	66.7	66.4	53.8	53.2	46.8	30.4	30.4

		回答数 (n)	同性の人に相談できる	同年代の人に相談できる	電話で相談できる	相談する相手が自宅に来てくれる	その他	特に望むことはない	無回答
単位：%									
全体		14,064	18.4	16.0	12.8	2.8	2.0	4.9	1.7
年齢層別	19歳	245	33.9	27.8	11.0	2.9	0.8	5.7	1.6
	20～24歳	1,879	24.3	18.8	10.7	1.5	1.6	5.1	1.5
	25～29歳	3,395	20.3	17.1	11.2	2.1	1.3	4.8	1.9
	30～34歳	4,130	17.3	15.8	13.1	2.9	1.9	4.4	1.0
	35～39歳	4,231	14.5	13.6	14.9	3.7	2.6	5.4	1.1

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

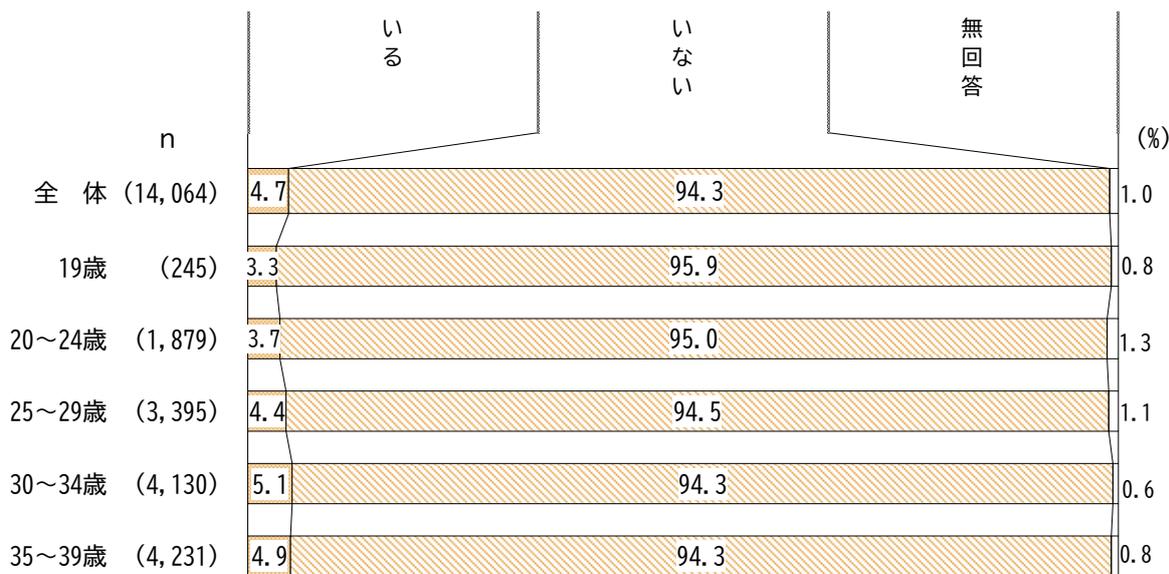
エ 日常的に世話をしている人の有無

日常的に家族の世話をする人が全体の約5%

家族の中に日常的に世話をしている人（自分の子どもの育児や世話を除く）の有無は、全体で見ると「いない」が94.3%、「いる」は4.7%となっています。

年齢層別で見ると、いずれの年齢層でも「いる」は1割未満となっており、「いない」が9割台半ばとなっています。

【図表】 3-24 日常的に世話をしている人の有無



資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

オ 働いていない理由 性別による理由の差異

働いていない理由は、全体で見ると「育児をするため」が68.9%と最も高く、次いで「家庭内での家事などを専業としているため」が16.6%、「病気、けが、障害があるため」と「心のケアが必要な状況であるため」がともに9.7%となっています。

性別で見ると、「育児をするため」は女性で75.5%、「働く意欲がわからないため」は男性で31.2%となっています。

【図表】3-25 働いていない理由

(複数回答)

		回答数 (n)	育児をするため	家庭内での家事などを専業としているため	病気、けが、障害があるため	心のケアが必要な状況であるため	働く意欲がわからないため	どんな仕事につけばいいかわからないため	知識・能力に自信がないため	就職活動中のため	経済的に余裕があるため	人間関係に不安があるため
単位：%												
全体		1,024	68.9	16.6	9.7	9.7	8.8	8.4	8.2	7.4	6.9	6.3
性別	男性	93	9.7	3.2	28.0	28.0	31.2	21.5	19.4	23.7	7.5	14.0
	女性	912	75.5	18.2	7.5	7.8	6.7	6.9	6.9	5.8	6.9	5.4
	どちらとも言えない	2	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-
	わからない	2	-	50.0	50.0	50.0	-	-	50.0	-	-	50.0
	答えたくない	10	70.0	-	10.0	10.0	-	20.0	10.0	-	-	10.0

		回答数 (n)	労働条件・環境に関する不安があるため	やりたいことを目指して勉強中・修行中のため	資格試験などの準備のため	希望する職種に求人がないため	独立・開業に向けた準備のため	介護をするため	ボランティアや社会貢献活動に従事しているため	その他	特に理由はない	無回答
単位：%												
全体		1,024	5.5	4.7	3.7	1.7	1.4	1.0	0.3	5.8	-	2.6
性別	男性	93	11.8	15.1	11.8	4.3	4.3	1.1	-	4.3	-	3.2
	女性	912	4.6	3.6	3.0	1.3	1.1	0.9	0.3	5.9	-	2.5
	どちらとも言えない	2	50.0	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-
	わからない	2	50.0	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-
	答えたくない	10	-	10.0	-	-	-	-	-	10.0	-	-

※各性別において、回答数(n)が30未満の項目は参考値とします。

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

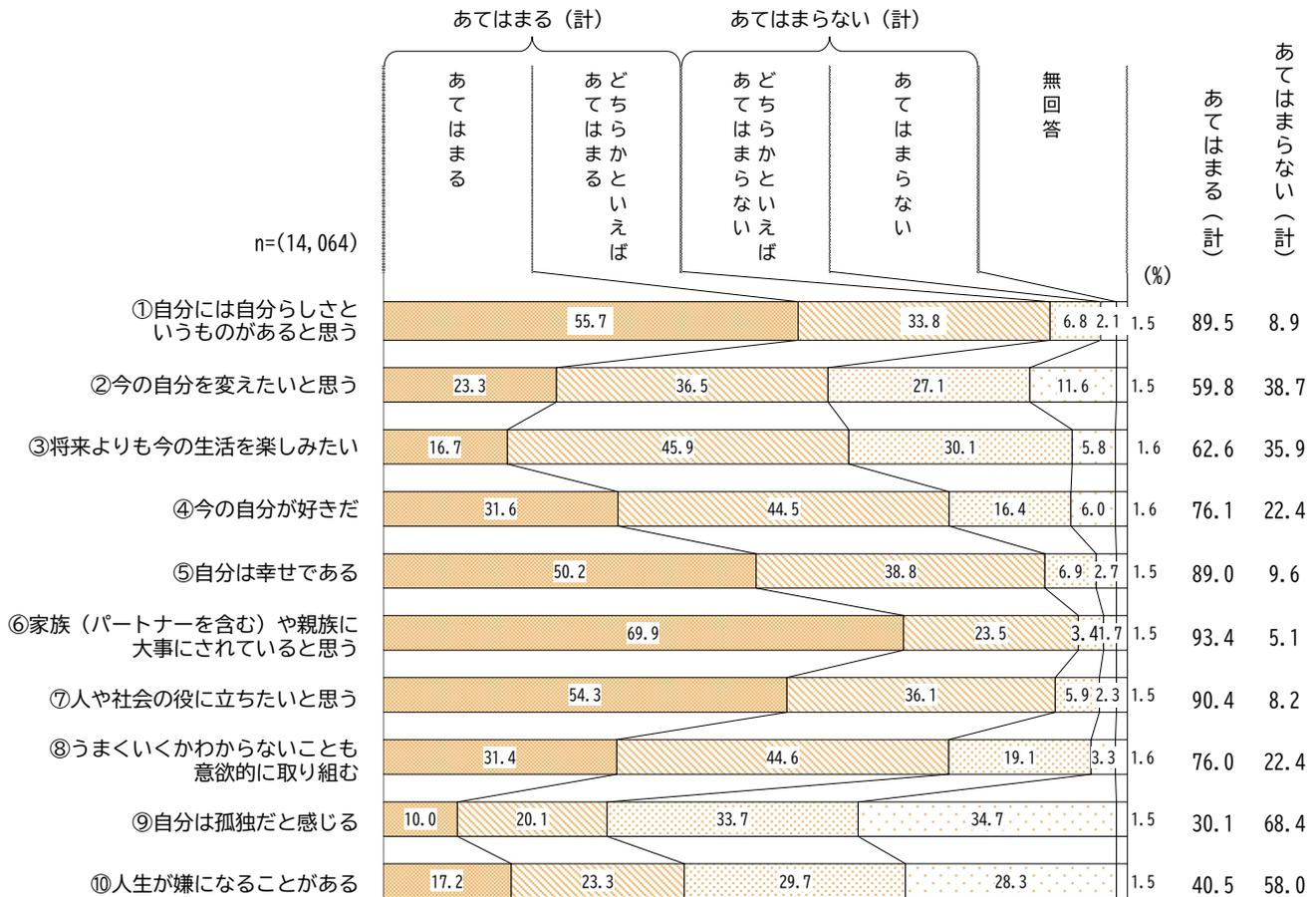
4 若者の自己実現を取り巻く状況

(1) 若者の生活と意識に関する調査結果

ア 自己肯定感等 孤独を感じる人が約 30%

自己肯定感等は、「家族（パートナーを含む）や親族に大切にされていると思う」のあてはまる（計）は93.4%、「人や社会の役に立ちたいと思う」は90.4%で、いずれも9割台となっています。一方、「自分は孤独だと感じる」のあてはまる（計）は30.1%、「人生が嫌になることがある」は40.5%であり、いずれも3割を超えています。

【図表】 3-26 自己肯定感等



資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

イ 安心できる居場所に必要なこと

集中できる場所を求める回答が多数

安心できる居場所に必要なことは、全体で見ると「静かに勉強や読書ができる場所」が57.6%で最も高く、次いで「緑がある公園や広場」が52.1%、「気軽に話ができる場所」が48.7%、「文化や芸術（音楽、美術、料理など）に関する活動ができる場所」が34.6%となっています。

年齢層別で見ると、いずれの年齢層でも「静かに勉強や読書ができる場所」は5割以上となっています。「緑がある公園や広場」は30歳代で5割台半ば、「気軽に話ができる場所」は24歳以下で5割台と高くなっています。「ゲームやパソコンができる場所」は19歳で30.2%、20～24歳で23.6%と高くなっています。

【図表】3-27 安心できる居場所に必要なこと

(複数回答)

	回答数 (n)	静かに勉強や読書ができる場所	緑がある公園や広場	気軽に話ができる場所	文化や芸術（音楽、美術、料理など）に関する活動ができる場所	いろいろなスポーツができる体育館や運動場	ひとりでも安心して、家族（パートナーを含む）や友達には話せない悩みを相談ができる場所	ゲームやパソコンができる場所	年齢の人たちと触れ合えるいろいろな場所	その他	特にない	無回答	
単位：%													
全体	14,064	57.6	52.1	48.7	34.6	25.2	18.0	17.6	10.0	3.1	3.6	1.6	
年齢層別	19歳	245	60.0	41.6	54.7	28.6	26.9	18.8	30.2	8.2	4.1	3.3	2.9
	20～24歳	1,879	57.2	44.0	52.6	32.8	22.8	19.4	23.6	8.4	2.8	3.5	1.3
	25～29歳	3,395	56.5	48.2	49.3	35.5	23.4	17.6	17.1	7.9	2.3	3.3	1.4
	30～34歳	4,130	57.6	55.3	48.1	34.7	25.4	17.7	16.5	9.8	3.2	3.8	1.1
	35～39歳	4,231	58.9	56.8	47.4	35.0	27.7	18.2	15.7	13.1	3.9	3.7	1.2

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

ウ 社会参加活動の種類及び不参加の理由 多くの人が不参加

社会参加活動の種類は、「特に、社会参加活動はしていない」が68.0%と最も高く、次いで「子どもに関する活動」が12.7%、「町会・自治会などが行う、地域のお祭りやイベントに関する活動」が11.4%となっています。

【図表】3-28 社会参加活動の種類

(複数回答)

単位：%	回答数 (n)	子どもに関する活動	町会・自治会などが行う、地域のお祭りやイベントに関する活動	文化や芸術(音楽、美術、料理など)を通じた交流活動	スポーツを通じた交流活動	オンラインでの交流(オンラインゲーム、オンラインイベント、オンラインセミナーなど)	町会・自治会などが行う、地域の清掃、防犯、防災などに関する活動	国際交流イベントなど外国人を支援する活動	高齢者や障害者に関する活動	その他	特に、社会参加活動はしていない	無回答
全体	14,064	12.7	11.4	5.7	4.9	3.1	2.6	1.5	0.6	1.0	68.0	3.4

社会参加活動に不参加の理由は、「日々の生活が忙しく、時間的余裕がないから」が55.9%と最も高く、次いで「地域でどのような活動が行われているのか知らないから」が48.9%、「参加方法がわからないから」が35.1%、「関心がないから」が32.1%となっています。

【図表】3-29 社会参加活動に不参加の理由

(複数回答)

単位：%	回答数 (n)	日々の生活が忙しく、時間的余裕がないから	地域でどのような活動が行われているのか知らないから	参加方法がわからないから	関心がないから	一緒に参加する知人・友人がいらないから	活動の時間や日程が合わないから	必要性を感じないから	人付き合いや人間関係が苦手だから	経済的余裕がないから	地域の活動が盛んではないから	その他	無回答
全体	9,570	55.9	48.9	35.1	32.1	27.6	23.6	21.5	21.1	10.5	5.9	2.6	0.3

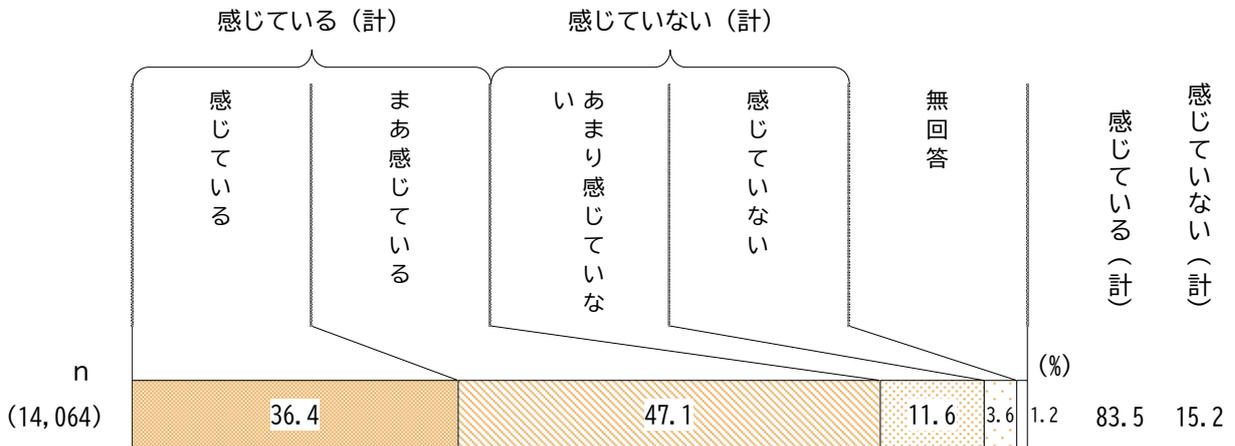
資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

エ 地域への愛着の有無及び愛着を感じるところ

愛着を感じる人が80%以上

地域への愛着の有無は、「感じている（計）」が83.5%、「感じていない（計）」が15.2%となっています。

【図表】3-30 地域への愛着の有無



地域に愛着を感じる場所は、「治安がよく、安全で安心して生活できる場所」が85.7%と最も高く、次いで「交通の便が良く、移動が快適で便利なお店や商店街があるところ」が67.2%、「住んでいる人のマナーが良く、安心して暮らせる環境が整っているところ」が60.0%となっています。

【図表】3-31 地域に愛着を感じる場所

(複数回答)

回答数 (n)	治安がよく、安全で安心して生活できる場所	交通の便が良く、移動が快適で便利なお店や商店街があるところ	住んでいる人のマナーが良く、安心して暮らせる環境が整っているところ	街がきれいなところ	公園や庭園が多く、自然を身近に感じられるところ	にぎやかな場所と閑静な住宅街が共存し、暮らしやすさがあるところ	教育機関が充実しているところ	気に入ったお店や商店街があるところ	歴史的建造物や史跡・旧跡が多くなる場所
11,752	85.7	67.2	60.0	54.9	28.9	27.2	26.9	25.4	20.2

回答数 (n)	住んでいる人がやさしく、親切なところ	子ども・子育て支援が充実しているところ	生まれ育ったまちであり、思い出や愛着が深いところ	美術館・博物館などの文化施設が充実し、知識や芸術を楽しむところ	地域のお祭りやイベントがあるところ	文豪が暮らしていた歴史や文化に触れられるところ	地域の人が協力し合い、コミュニケーションの一体感を感じられるところ	その他	無回答
11,752	20.1	19.4	14.3	13.8	12.5	12.0	6.9	1.5	0.3

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

オ 区の施策等への意見を伝える方法・手段

アンケート形式を求める回答が多数

区の施策等への意見を伝える方法・手段は、全体で見ると「アンケートに答える」が53.7%と最も高く、次いで「伝えた意見がどのように反映されるのかわかる」が49.3%、「SNSを使って意見を伝える」が45.7%となっています。

年齢層別で見ると、いずれの年齢層でも「アンケートに答える」が最も高く、35～39歳で56.3%となっています。「SNSを使って意見を伝える」は24歳以下で約5割と高くなっています。

【図表】 3-32 区の施策等への意見を伝える方法・手段

(複数回答)

		回答数 (n)	アンケートに答える	伝えた意見がどのように反映されるのかわかる	SNSを使って意見を伝える	自分のことが公開されない(秘密が守られる)	区のホームページから意見を送る	意見を伝えることでクーポンや謝礼などもらえる	意見を伝える相手かどのような人か事前にわかる	同年代が集まる会議やワークショップなどで意見交換しながら伝える	その他	無回答
単位：%												
全体		14,064	53.7	49.3	45.7	41.2	32.0	28.2	19.7	11.0	1.5	3.1
年齢層別	19歳	245	50.2	44.9	49.8	49.0	32.2	30.6	20.4	11.8	2.0	4.5
	20～24歳	1,879	50.5	45.0	49.3	42.0	31.2	34.2	19.4	10.6	0.8	3.5
	25～29歳	3,395	52.3	48.0	43.0	39.4	28.7	31.0	18.9	10.8	1.4	2.9
	30～34歳	4,130	54.3	51.6	47.3	40.4	32.8	28.1	19.6	10.6	1.3	2.8
	35～39歳	4,231	56.3	50.4	45.1	42.4	34.4	23.6	20.4	11.7	2.1	2.4

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

第4章

主要項目及びその方向性

文京区地域福祉保健計画の基本理念・基本目標（第2章参照）に基づき、若者支援施策を推進するため、全体に関わる4つの「基本的な視点」と、本計画期間（令和8年度～11年度）における3つの「主要項目」と「その方向性」を次のとおり掲げ、取組を進めていきます。

【基本的な視点】

1 若者の意見表明機会の確保

若者自らが声を発し、社会に関わる機会を広げていくため、多様な意見表明の場を設け、意見が尊重される環境づくりを進めます。また、アンケートの活用等により、若者が意見を伝えやすい仕組みを整備し、その声をもとに政策を展開することで、若者の社会参画を推進します。

2 包括的な支援体制の強化（重層的支援体制整備の推進）

社会情勢の変化に伴う複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、高齢、介護、障害、子ども・若者、生活困窮等の分野横断的な多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指します。また、若者本人だけでなく、その家族も含めた包括的な支援を推進します。

3 持続可能で豊かな地域社会の構築

若者が将来にわたり、身体的・精神的・社会的に良好な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を実現し、地域社会の基盤の強化と持続可能性の向上につなげていきます。また、若者が多様な価値観や生き方を尊重されながら、自らの意欲と能力を活かすことができ、将来に希望を持てる地域社会の構築を目指します。

4 行政手続のデジタル化とDX¹²の推進

手続に係る負担軽減や利便性の更なる向上を図るため、申請手続のオンライン化やSNSを活用した相談・情報提供体制の整備等、行政サービスのデジタル化を推進します。また、国及び東京都の動向を的確に把握し、連携を図りながら、若者のニーズに即した行政サービスを実現していきます。さらに、AI等の最新技術を活用し、人や情報をつなぐことで、新たな行政サービスの創出を目指します。

¹² DX 「デジタルトランスフォーメーション」の略称。ICT（情報や通信に関する技術）の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

主要項目1 充実したライフデザインの支援

方向性1 理想のライフプランとワーク・ライフ・バランスの実現

結婚（事実婚等含む）、子育て、就労等のライフイベントの到来に伴うライフステージの変化により、仕事と生活の調和が困難となる可能性があることから、就業世帯への支援や多様化する保育ニーズへの対応、事業主への啓発活動等を通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現を支えます。あわせて、将来や人生に悩みを抱えた際に誰もが安心して利用できる相談窓口を整備するなどにより、若者による自分らしいライフプランの設計と実現を後押しします。

方向性2 健康とスポーツによる生活の質の向上

若者が心身ともに健やかに暮らし、充実した日常を送ることができるよう、健康的な生活習慣の定着やスポーツ活動の習慣化を支援し、生活の質の向上を目指します。あわせて、将来にわたって健康を維持していくため、定期的な検診の受診促進や性感染症対策に関する啓発等に取り組みます。

主要項目2 社会的自立への援助

方向性1 社会的孤立の予防と心理的支援

若者が地域社会の中で孤立することなく、自分らしく安心して生活できるよう、社会的孤立の予防と心理的支援を一層推進します。ひきこもりやヤングケアラーといった多様な背景をもつ若者に寄り添い、一人ひとりの状況に合わせた、きめ細やかな相談体制を整備します。あわせて、若者の誰もが安心してつながれるよう、多様な居場所づくりを通じて、孤立を未然に防ぎます。さらに、心の健康を守るための支援として、うつ病・自殺対策やDV対策、メンタルヘルス支援等を行い、若者が直面する様々な課題に対して関係機関と連携し、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

方向性2 経済的自立の支援

若者が将来に希望を抱き、自立した生活を送るためには、安定した経済的基盤の確立が不可欠なことから、若者の貧困や無業状態といった課題に対応し、給付金等の経済的支援をはじめ、就労支援の一環として、就職活動に向けた実践的なサポートを行います。

主要項目3 自己実現の機会づくり

方向性1 学び直しとキャリア設計

若者が学びや趣味を通じて人生を豊かにできるよう、生涯学習等の機会を提供します。あわせて、勉強や読書に集中して取り組める環境を整備し、日常生活の中での継続的な学びを促進します。

また、若者が自身の可能性を広げ、将来にわたって活躍できるよう、学び直し（リカレント教育）やキャリア形成を支援します。あわせて、スキルアップや資格取得の支援に加え、起業など新たな挑戦を後押しすることで、多様なキャリアの選択肢を広げます。

方向性2 社会参画と居場所づくり

若者が地域社会の一員として主体的に関わることができるよう、社会参画の機会を提供することで、若者自らが声を上げ、力を発揮できる社会を目指します。

また、選挙や区政への参加促進、多世代交流や地域活動を通じたつながりの形成等により、持続可能な地域社会を構築します。あわせて、公園等身近な空間の整備や地域交流の場の創出により、若者が安心して過ごせる居場所を広げます。

第 5 章

計画の体系・計画事業

【凡例】

1 計画の体系

- ・  は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・ 他の分野別計画で主に実施している事業は、計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
 - 地…地域福祉保健の推進計画
 - 子…子育て支援計画
 - 障…障害者・児計画
 - 保…保健医療計画
- ・ 他の分野別計画と重複掲載している事業については、事業番号の整合性を図るため、一部内容が変更されているものがあります。
- ・ 子ども・子育て支援法第 60 条に規定する国の定める基本指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）において、年度ごとの事業量、ニーズ量の見込み等を定める事項に関連する事業（子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業）については、計画事業名の後に「◆」を表示しています。
- ・ 社会福祉法第 106 条の 5 に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業については、計画事業名の後に「★」を表示しています。

2 計画事業

- ・ 数値目標を掲げ進行管理を行う事業のうち、他の分野別計画（地域福祉保健の推進計画、障害者・児計画）に記載している事業については、令和 7 年度時点では、当該計画が令和 8 年度までの計画となるため、本計画においても令和 8 年度までの数値目標のみを記載しています。
- ・ 組織体制の変更により、各事業の担当の名称が「子育て支援計画（令和 7 年度～11 年度）」に記載されている内容から一部変更となっています。

1 計画の体系

第4章で掲げた3つの主要項目を体系の大項目、6つの方向性を小項目としています。

大項目 1 充実したライフデザインの支援

小項目	計画事業		
1 理想のライフプランとワーク・ライフ・バランスの実現 (P51~P56)	1	各種相談窓口	
	2	ぶんきょうハッピーベビー応援事業	保 1-7-1
	3	不妊治療に係る支援	保 1-7-2
	4	文の京若年者向け就職面接会	
	5	男女平等参画の推進	
	6	ダイバーシティ推進事業	地 2-1-15 地 2-1-16
	7	若者の消費生活の安定と向上	
	8	労働者及び事業主への広報・啓発活動	子 5-1-24
	9	一時預かり事業（私立保育園） ◆	子ども・子育て支援事業計画※
	10	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	子ども・子育て支援事業計画※
	11	一時保育（キッズルーム） ◆	子 2-1-20
	12	緊急一時保育事業・リフレッシュ一時保育事業 ◆	子 2-1-21 子 2-1-22
	13	病児・病後児保育 ◆	子 2-1-23
	14	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ◆	子 2-1-24
	15	ベビーシッター等による子育て支援事業	子 2-1-25
	16	障害者・児の介護者支援の推進	
	17	延長保育・年末保育 ◆	子 2-1-3 子 2-1-4 子 2-1-14 子 2-1-15
	18	放課後の児童の居場所	
	19	ファミリー・サポート・センター事業 ◆	子 5-1-4
	20	若者の居場所事業「Bunkyo Night Youth Lounge」	

※子ども・子育て支援事業計画は、子育て支援計画に内包する計画です。

小項目	計画事業	
2 健康とスポーツ による生活の質 の向上 (P57~P60)	1	健康づくり事業
	2	食育普及 保 1-9-1
	3	歯と口腔の健康づくり 保 1-5-3 保 1-5-4 保 1-5-6 保 1-5-7
	4	たばこ対策事業
	5	禁煙外来治療費の助成
	6	若年層向け健康事業
	7	子宮がん検診
	8	文京区版ネウボラ事業 子 1-1-1
	9	妊産婦の健康に係る支援
	10	エイズ・性感染症対策の推進
	11	スポーツ交流ひろばの充実
	12	地域のスポーツ団体等との連携による事業展開
	13	スポーツ教室
	14	スポーツ振興イベント「Bunkyo Sports Park」 の開催 子 1-2-13

大項目 2 社会的自立への援助

小項目	計画事業		
1 社会的孤立の予防と心理的支援 (P61~P66)	1	重層的支援体制整備事業 (ぶんきょうチームでまるごと支援) ★	地 1-1-1 地 1-2-1 地 2-1-1 地 2-1-2 地 2-1-3
	2	民生委員・児童委員による相談援助活動	地 1-2-6
	3	女性のほほえみ支援ネットワーク事業	地 2-2-4
	4	母子・女性緊急一時保護事業	子 4-4-14
	5	ゲートキーパー養成講座	
	6	心のサポーター養成研修	
	7	ひきこもりの総合的な支援の推進	地 2-1-4
	8	ヤングケアラー支援推進事業	子 4-3-12
	9	ケアリーバー（社会的養護経験者）に関わる支援	
	10	非行防止・更生保護の推進	子 3-2-6
	11	障害者基幹相談支援センターの運営 ★	障 2-1-7
	12	地域生活支援拠点の運営	障 1-1-20 障 2-1-14
	13	男女平等参画の推進 < 1-1-5 再掲 >	
	14	ダイバーシティ推進事業 < 1-1-6 再掲 >	地 2-1-15 地 2-1-16
	15	若者の居場所事業「Bunkyo Night Youth Lounge」 < 1-1-20 再掲 >	
2 経済的自立の支援 (P67~P68)	1	生活困窮者への自立支援の推進 ★	地 2-2-1
	2	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	子 4-4-11
	3	入院助産	子 4-4-9
	4	生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）	
	5	文の京若年者向け就職面接会 < 1-1-4 再掲 >	
	6	障害者就労支援の充実	障 3-1-1
	7	中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業	

大項目 3 自己実現の機会づくり

小項目	計画事業		
1 学び直しとキャリア設計 (P69~P70)	1	生涯学習推進事業	
	2	学びの拠点としての図書館	
	3	文化芸術活動の推進	
	4	リカレント教育課程等受講料助成金	
	5	創業入門サロン	
	6	創業支援セミナー	
	7	チャレンジショップ支援事業	
	8	スタートアップ支援事業	
2 社会参画と居場所づくり (P71~P76)	1	文京 Vote Supporters	
	2	投票立会人募集	
	3	町会・自治会加入促進・担い手確保支援事業	
	4	重層的支援体制整備事業 (ぶんきょうチームでまるごと支援) ★ <2-1-1再掲>	地 1-1-1 地 1-2-1 地 2-1-1 地 2-1-2 地 2-1-3
	5	小地域福祉活動の推進 ★	地 1-1-2
	6	地域の支え合い体制づくり推進事業	地 1-1-9
	7	青少年の社会参加推進事業補助	子 3-2-3
	8	社会教育関係団体登録制度	
	9	成人の日記念「はたちのつどい」	
	10	大塚地域活動センターオープンスペース企画	
	11	ふれあいサロン事業	
	12	ボランティア活動への支援	地 1-2-2
	13	NPO活動・地域活動の支援	地 1-2-3
	14	文京お届け講座	
	15	交流館における交流事業の充実	
	16	安全・安心で快適な公園等の整備	子 5-2-6
	17	若者の居場所事業「Bunkyo Night Youth Lounge」 <1-1-20再掲>	

2 計画事業

大項目1 充実したライフデザインの支援

小項目1 理想のライフプランとワーク・ライフ・バランスの実現

1-1-1 各種相談窓口

事業概要	日常生活における問題や悩みごとの解決の糸口を提供し、区民福祉の向上を図るため、専門家による法律相談・税務相談・不動産相談や、行政相談・人権相談・青少年相談・外国語対応を含む区民相談事業を実施します。
担当	広報戦略課

1-1-2 ぶんきょうハッピーベイビー応援事業（保1-7-1）

事業概要	子どもを望む全ての区民が安心して子どもを産み、育てられるよう、ぶんきょうハッピーベイビー応援事業を実施します。妊娠・出産や仕事と育児の両立、ライフプランの設計等に関する啓発冊子の配布、出産を控えた夫婦や子育て世代を対象とした講座・講演会等を行います。
担当	健康推進課

1-1-3 不妊治療に係る支援（保1-7-2）

事業概要	子どもを望む区民を支援するため、不妊治療費（先進医療）助成、男性不妊検査費助成などを行うほか、不妊に関する相談事業を実施します。
担当	健康推進課

1-1-4 文の京若年者向け就職面接会

事業概要	おおむね39歳以下の求職者と人材の確保を希望する区内中小企業等による就職面接会を実施します。
担当	経済課
4年間の計画事業量	就職面接会の継続実施により、区内中小企業等への就職を希望する若年者の就労を支援するとともに、企業の人材確保を支援します。

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

1-1-5 男女平等参画の推進

事業概要	無意識のうちに形成された性別に基づく固定的な役割分担意識やジェンダーに関する偏見等を解消し、男女平等参画を推進するため、男女平等センターを拠点として啓発事業や学習の機会の提供を行うとともに、配偶者やパートナー間を含むあらゆる暴力の根絶に向けた普及啓発事業等を実施します。
担当	総務課

1-1-6 ダイバーシティ推進事業（地2-1-15、2-1-16）

事業概要	アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）や価値観・文化の相互理解不足による差別をなくす啓発のほか、生きづらさや困難を抱える人の相談支援、SOGI（性的指向及び性自認）に悩む人へのコミュニケーション機会の提供、互いを人生のパートナーとすることを約束した同性の二人を支援する「文京区パートナーシップ宣誓制度」等を通じ、多様な性への理解促進と人権・多様性を尊重する社会の実現を推進します。				
担当	総務課				
4年間の計画事業量	項目	8年度	9年度	10年度	11年度
	男女平等センター相談室の相談件数	1,100件	※他の分野別計画に記載している事業については、令和8年度までの計画となるため、令和9年度以降の数値目標は設定していません。		

1-1-7 若者の消費生活の安定と向上

事業概要	消費者トラブルを未然に防止するための消費者啓発及び教育を推進するとともに、消費者相談室の周知を図ります。 また、エシカル消費 ¹³ の普及に取り組み、人や社会、環境に配慮した意思行動の定着を促します。
担当	経済課
4年間の計画事業量	時流を捉えた消費者教育のメニュー及び資産運用に関する研修会の充実を図ります。 また、対面による受講環境に加え、SNS等を活用した普及・啓発を進め、あわせて、オリジナルキャラクターを使用した消費者相談室の周知を行っていきます。

¹³ エシカル消費 消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

1-1-8 労働者及び事業主への広報・啓発活動 (子5-1-24)

事業概要	育児と仕事の両立をはじめとする多様な働き方の実現に向けた意識改革を推進するため、関係行政機関や商工会議所等と連携し、労働者及び事業主への広報・啓発活動を行います。
担当	経済課

1-1-9 一時預かり事業(私立保育園) ◆

事業概要	対象の私立保育園において、通常業務の空き定員部分や専用保育室を活用し、保育園や幼稚園等に在席していない子どもを一時的に保育します。
担当	幼児保育課

※子ども・子育て支援事業計画に内包する事業になります。

1-1-10 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

事業概要	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を行います。				
担当	幼児保育課				
4年間の 計画事業量	項目	8年度	9年度	10年度	11年度
	区立 認可保育所	16人	16人	16人	16人
	私立 認可保育所等	21人	21人	21人	21人
	その他	18人	18人	18人	18人

※子ども・子育て支援事業計画に内包する事業になります。

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業に「◆」を表示しています。

1-1-11 一時保育（キッズルーム） ◆ （子2-1-20）

事業概要	満1歳から就学前までの幼児の保護者を対象に、育児疲れのリフレッシュや学校、幼稚園等の行事参加など多様な保育需要に対応するため、一時保育所を運営し、保護者の社会活動への参加等を推進します。
担当	こども若者支援課
4年間の計画事業量	育児疲れによるリフレッシュや学校・幼稚園等の行事参加など多様な保育需要に対応するため、一時保育所の運営を行います。 また、多様化する保育ニーズへの対応や利便性の向上を図るため、各施設の利用者登録について一元化を検討し、保護者の社会活動への参加等を推進します。

1-1-12 緊急一時保育事業・リフレッシュ一時保育事業 ◆
（子2-1-21、2-1-22）

事業概要	区立保育園及び区立認定こども園において、保護者や家族の疾病、出産等により緊急に保育を必要とする子どもを預かる緊急一時保育事業を実施します。 また、緊急一時保育事業の利用に空きがある場合、要件を問わず利用できるリフレッシュ一時保育事業を実施します。
担当	幼児保育課、学校運営課

1-1-13 病児・病後児保育 ◆ （子2-1-23）

事業概要	病中又は病気の回復期にある子どもを、家族の介護や就労の都合等やむを得ない事由により、集団保育や家庭での保育をすることができないとき、区が委託する医療機関等で保育を行います。
担当	こども若者支援課
4年間の計画事業量	病児・病後児保育施設の運営を行い、病気により集団保育の困難な子どもを一時的に預かることで、保護者の就労等を支援します。 現状区内4か所で実施していますが、病気の流行に伴う利用時期の集中等の理由から保育を断らざるを得ない場合があるほか、施設の地域的な偏在等により、ニーズに対応しきれない部分が存在します。これらを踏まえ、施設の存在しない地域を中心に新規開設に向けた検討を進めます。

1-1-14 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ◆ （子2-1-24）

事業概要	保護者の育児疲れや疾病、就労等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、施設において一定期間、養育を行うことで子どもとその家庭の福祉の向上を図ります。
担当	こども家庭支援センター

1-1-15 ベビーシッター等による子育て支援事業 （子2-1-25）

事業概要	子育て家庭の負担軽減や孤立等の防止を図るため、ベビーシッター等による保育サービスを利用した際の利用料の一部を助成するとともに、家事・育児支援サービスを一定の負担で利用できる券を交付するほか、ひとり親家庭や多胎児家庭を対象に支援事業を実施し、多様な保育サービスの提供を推進します。 【実施事業】 ・ひとり親家庭子育て訪問支援券事業 ・ベビーシッター利用料助成制度 ・ふたごちゃん・みつごちゃん家事・育児サポート利用料助成制度 ・おうち家事・育児サポート事業
担当	こども若者支援課

1-1-16 障害者・児の介護者支援の推進

事業概要	自宅で障害者・児を介護する家族等の病気や就労、冠婚葬祭、休養等の理由により、介護を代替するなど、障害者・児の介護を行う家族等を支援するための各種事業を実施します。
担当	障害福祉課

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業に「◆」を表示しています。

1-1-17 延長保育・年末保育 ◆ (子2-1-3、2-1-4、2-1-14、2-1-15)

事業概要	<p>区立保育園及び区立認定こども園において、保護者の就労等の都合により保育の必要がある子どもを対象に、午後6時15分から午後7時15分まで延長保育を実施します。一時的にお迎えが遅くなる場合には、延長保育スポット利用の制度を実施します。</p> <p>また、年末の区立保育園及び区立認定こども園の休園期間中（日曜日を除く12月29、30日）、保護者の就労等により家庭で保育を受けることができない子どもを対象に年末保育を実施します。</p>
担当	幼児保育課、学校運営課、教育指導課

1-1-18 放課後の児童の居場所

事業概要	児童の生活状況や家庭のニーズにあわせ、児童館・育成室・認証学童クラブ・放課後全児童向け事業（アクティ）を実施します。
担当	児童課
4年間の計画事業量	児童館・育成室・認証学童クラブ・放課後全児童向け事業のそれぞれの特性に基づき、児童・保護者がニーズにあわせたサービスを選択し、全ての児童が放課後の安全な居場所が確保されることを目指します。

1-1-19 ファミリー・サポート・センター事業 ◆ (子5-1-4)

事業概要	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行います。
担当	こども若者支援課
4年間の計画事業量	文京区子育てサポーター認定制度を活用し、提供会員の質の向上を図るとともに、地域担当制により、提供会員と依頼会員のマッチングの向上を図ります。

1-1-20 若者の居場所事業「Bunkyo Night Youth Lounge」

事業概要	若者が自由に過ごすことができる居場所を提供するとともに、心理職等による相談支援や定期的な交流イベント等を実施します。
担当	こども若者政策課
4年間の計画事業量	週1回の継続実施により、若者の居場所や相談機能を安定的に供給するとともに、若者のニーズに即したイベント(学び、趣味、ゲーム、出会い、地域参画、区政への提言等)を通じて、若者の充実した生活を推進します。

小項目2 健康とスポーツによる生活の質の向上

1-2-1 健康づくり事業

事業概要	生活習慣の改善や運動習慣の定着を希望する区民を対象に、運動・活動量を増やすための健康づくり教室を行います。 また、効果的な生活習慣病予防を行うため、主体的な健康づくりに関する講習会を開催します。
担当	保健サービスセンター
4年間の計画事業量	健康の保持増進のため、区民一人ひとりが健康的な生活習慣の必要性を理解し、主体的に健康管理を行えるよう、啓発を進めます。

1-2-2 食育普及 (保1-9-1)

事業概要	望ましい食生活について理解を深め、実践していくことができるよう、講座やイベント等を通して情報発信を行います。 また、区とともに食育を推進していく食育サポーターを養成します。
担当	健康推進課

1-2-3 歯と口腔の健康づくり (保1-5-3、1-5-4、1-5-6、1-5-7)

事業概要	<p>全身の健康に大きく関係のある歯周疾患を予防し、生涯における口腔機能の維持・向上へつなげるため、歯周疾患検診を実施し、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供します。</p> <p>疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促し、在宅療養者等の口腔衛生の改善及び向上を図ります。</p> <p>障害者・児等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。また、高次医療機関や地域のかかりつけ歯科医へもつなげます。</p> <p>妊婦を対象に妊婦歯周疾患検診を実施し、妊娠中にかかりやすい歯周疾患を早期に発見し、胎児の健やかな成長と母体の健康の維持を図ります。</p>
担当	健康推進課

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業に「◆」を表示しています。

1-2-4 たばこ対策事業

事業概要	喫煙・受動喫煙による健康被害を防止するため、たばこ健康に関する正しい知識について、あらゆるライフステージ・対象に向け普及啓発を図ります。子どもの受動喫煙防止に向けたポスターの掲出、母子健康手帳交付時のリーフレット配付等を行います。
担当	健康推進課

1-2-5 禁煙外来治療費の助成

事業概要	主体的な禁煙に向けた取組を支援することで、生活習慣病予防を推進し健康の維持・増進を図るため、医療機関で禁煙外来治療を受ける方に対し、治療費や薬剤費の一部を助成します。
担当	健康推進課

1-2-6 若年層向け健康事業

事業概要	一般的な健診項目の受診を希望する方に対し、健康相談を実施するほか、健康センターでの各種取組等を通じて、健康づくりを推進します。 また、年度末年齢が39歳となる区民に対し、40歳から受診できる区健診（検診）の利用を促すため、区健診（検診）情報を簡潔に掲載したはがきを送付します。
担当	保健サービスセンター、健康推進課

1-2-7 子宮がん検診

事業概要	20歳以上の偶数年齢の区内在住女性に対し、問診、視診等の子宮がん検診を無料で実施します。
担当	健康推進課
4年間の計画事業量	「がん（悪性新生物）」は区における死因の第1位であり、主要死因別死亡率の26.8%を占めています。一方、区の子宮がん検診の受診率は、約40%となっており、令和11年度の受診率60%を目標として各種啓発等を行います。

1-2-8 文京区版ネウボラ事業 (子1-1-1)

事業概要	<p>保健師等専門職が全ての妊婦にネウボラ面接を行い、妊娠中の不安の軽減を図ります。面接時には育児用品パッケージを提供し、全数面接の実効性を保持します。</p> <p>また、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するほか、経済的支援として妊婦のための支援給付を実施します。</p>
担当	保健サービスセンター、健康推進課
4年間の計画事業量	<p>出産前後の個別の不安や悩みの軽減を図るとともに、個々の子育て家庭のニーズに応じた支援を行うことで、妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援を継続していきます。</p>

1-2-9 妊産婦の健康に係る支援

事業概要	<p>妊娠届提出時に健康診査受診票を配付し、委託する都内医療機関で一般健診(14回)と超音波検査(4回)、子宮頸がん検診(1回)の助成を行います。里帰り出産等都外施設で受診した場合には、償還払いにより助成します。</p> <p>また、妊婦を対象に妊婦歯周疾患検診を実施し、妊娠中にかかりやすい歯周疾患を早期に発見し、胎児の健やかな成長と母体の健康の維持を図ります。母親学級では妊娠中の歯と口腔の健康について歯科衛生教育を行います。</p>
担当	健康推進課、保健サービスセンター

1-2-10 エイズ・性感染症対策の推進

事業概要	<p>匿名・無料でのHIV即日抗体検査のほか、希望者に性感染症(梅毒、クラミジア、淋菌)のスクリーニング検査を実施し、エイズ・性感染症のまん延防止を図ります。また、HIV/エイズ等の性感染症に関する正しい知識の啓発として、エイズ予防月間に合わせたレッドリボン展を開催します。</p>
担当	予防対策課
4年間の計画事業量	<p>区における新規のHIV感染者・エイズ患者の報告数は、近年横ばいで推移しているため、主に若い世代を中心とした普及啓発や区民の利便性に配慮した検査・相談体制を確保するなど、感染の拡大防止とHIV感染者の支援を目的とした、総合的なHIV/エイズ対策を推進していきます。</p>

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

1-2-11 スポーツ交流ひろばの充実

事業概要	区立小・中学校の体育館や校庭を活用し、地域の指導員の指導のもと曜日ごとに種目を設定し、全ての区民の身近なスポーツ活動の場として開放します。
担当	スポーツ振興課
4年間の計画事業量	スポーツ交流ひろば事業の実施により、スポーツを通じた地域交流の場を提供します。また、効果的な広報活動を検討し、参加者の増加を図ります。

1-2-12 地域のスポーツ団体等との連携による事業展開

事業概要	区と協定を締結しているスポーツ団体や区内に拠点を置くスポーツ団体・企業・大学等との協働により、各種スポーツ体験教室やスポーツ観戦事業を実施します。
担当	スポーツ振興課
4年間の計画事業量	地域のスポーツ団体等との連携についての認知度を高めるとともに、協働による各種スポーツ体験教室等を実施することで、効果的に区民のスポーツ振興の促進を図り、地域の活性化につなげていきます。

1-2-13 スポーツ教室

事業概要	幅広い年齢層の区民の健康・体力づくりを推進するため、各種スポーツ・レクリエーション教室を開催します。
担当	スポーツ振興課
4年間の計画事業量	各種スポーツ・レクリエーション教室の開催により、区民の健康・体力づくりの推進及びスポーツ・レクリエーションの普及振興を図ります。

1-2-14 スポーツ振興イベント「Bunkyo Sports Park」の開催 (子1-2-13)

事業概要	野球やサッカーなどの定番スポーツをはじめ、パラスポーツやアーバンスポーツ ¹⁴ など、様々なスポーツの体験等ができるイベントを開催します。
担当	スポーツ振興課
4年間の計画事業量	区民等が様々なスポーツの体験等ができる機会を提供することで、区民等のスポーツ振興の促進を図ります。

¹⁴ アーバンスポーツ エクストリームスポーツの中で都市での開催が可能なもの。ボルダリング、BMX、スラックライン、パルクール、トランポリン、スケートボード、3×3などが挙げられる。

大項目2 社会的自立への援助

小項目1 社会的孤立の予防と心理的支援

2-1-1 重層的支援体制整備事業（ぶんきょうチームでまるごと支援）★ （地1-1-1、1-2-1、2-1-1、2-1-2、2-1-3）

事業概要	支援が必要な方の状況に応じて各分野の機関が連携し、地域支援やネットワークを重ね合わせることで、孤立している人を取り残さない地域づくりを目指します。
担当	事務局：福祉政策課
4年間の計画事業量	会議や研修等を通じて、関係者による目的意識の共有や支援者の資質向上を図るほか、つながる相談窓口の設置など、分野横断的な協働を推進するとともに、区民への周知を図りながら、質の高い支援を包括的に提供できる体制を構築していきます。特に、地域に存在する8050問題 ¹⁵ やひきこもり等、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱えた方及び世帯に対し、社会福祉協議会や地域の関係者、地域活動団体等と連携することで、早期の把握と適切な支援につなげていきます。

2-1-2 民生委員・児童委員による相談援助活動（地1-2-6）

事業概要	民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。 区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。
担当	福祉政策課

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

重層的支援体制整備事業実施計画に関わる事業に「★」を表示しています。

¹⁵ 8050問題 高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯に係る問題。

2-1-3 女性のほほえみ支援ネットワーク事業 (地2-2-4)

事業概要	DVや生活困窮等の困難な問題を抱える女性に対し、自立に向けた切れ目ない相談・支援ができるように、支援に関わる福祉、子育て、教育等の関係機関と民間団体や民間事業者との連携・協働による支援のあり方の検討とネットワークの構築を行います。
担当	生活福祉課
4年間の計画事業量	困難な問題を抱える女性の支援に関わる福祉、子育て、教育等の関係機関と民間団体や民間事業者との代表者会議、実務者会議、個別ケース会議等により情報交換や状況把握に努め、自立に向けた切れ目ない支援を連携・協働により行います。また、行政の相談窓口や民間団体等を載せたカード等の作成・配布などにより周知啓発を行い、困難な問題を抱えた女性を相談・支援につなげていきます。

2-1-4 母子・女性緊急一時保護事業 (子4-4-14)

事業概要	配偶者・親等の暴力被害からの避難等で緊急に施設での保護が必要な母子や女性に対し、公的施設のほか、近隣のホテルや民間シェルターを活用して、一時的な保護と相談、支援を行います。
担当	生活福祉課

2-1-5 ゲートキーパー養成講座

事業概要	区職員や地域のキーパーソンとなる人材を対象に、自殺についての基本的な認識を深め、ゲートキーパーの役割を担う人材を育成するための取組を効果的に実施します。
担当	予防対策課
4年間の計画事業量	地域の自殺対策を支える人材が、「自殺は社会の努力で避けることのできる死である」ことを共通の認識として持ち、適切な支援につなぐことができるような自殺対策を支える人材を育成します。

2-1-6 心のサポーター養成研修

事業概要	メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対して可能な範囲で手助けを行うことができる「心のサポーター」の養成研修を実施します。
担当	予防対策課

2-1-7 ひきこもりの総合的な支援の推進 (地2-1-4)

事業概要	<p>ひきこもり当事者やその家族及び8050問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。</p> <p>また、ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」(Support支援/Talk相談/Experience経験/Place居場所)を行います。</p>				
担当	生活福祉課				
4年間の計画事業量	項目	8年度	9年度	10年度	11年度
	ひきこもり支援センター相談件数	260件	※他の分野別計画に記載している事業については、令和8年度までの計画となるため、令和9年度以降の数値目標は設定していません。		
	STEP事業相談件数	960件			
	STEP事業支援メニュー利用件数	560件			

2-1-8 ヤングケアラー支援推進事業 (子4-3-12)

事業概要	<p>ヤングケアラー支援を推進するために、啓発活動の拡充による理解促進を図るとともに、関係機関等を対象とした研修等を実施します。</p> <p>また、支援を円滑に実施するために、ヤングケアラー本人の意向を踏まえて関係機関と連携し、家族の状況に応じて重層的支援体制整備事業を活用し、本人及び家族全体に対する支援を行います。</p>
担当	こども家庭支援センター
4年間の計画事業量	<p>「知ること、気づくことからつなぐこと」への啓発活動の取組として、ヤングケアラー当事者である子ども・若者に向けたリーフレットの作成や企画等を実施するとともに、関係機関等に向けたリーフレットの作成や研修等を実施します。</p> <p>また、ヤングケアラー本人及び家族全体に対する支援を円滑に実施するために、本人の意向と家族の状況に合わせた適切な情報提供を行い、必要な社会資源やサービス等への繋ぎを行います。</p>

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

2-1-9 ケアリーバー（社会的養護経験者）に関わる支援

事業概要	児童養護施設や里親家庭で育ったケアリーバー(社会的養護経験者)に対し、社会的な自立を促進し、自立後の安定した生活の確保を目指すため、相談支援とともに、住まいに関する援助等を行います。
担当	児童相談課

2-1-10 非行防止・更生保護の推進（子3-2-6）

事業概要	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための啓発活動（東京ドーム周辺広報啓発活動、社会を明るくする大会、矯正展等）を実施します。 また、保護司が子どもの非行・不良の悩みごとなどの相談に対応します。
担当	福祉政策課

2-1-11 障害者基幹相談支援センターの運営 ★（障2-1-7）

事業概要	障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、人材育成と家族全体の重層的課題を含んだ高度かつ複雑な内容の相談支援を実施します。 また、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組など、支援体制の強化等を推進する総合的な相談支援活動の拠点として事業運営を行い、障害分野に限らず、介護分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。
担当	障害福祉課
4年間の計画事業量	地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言を年400件行い、地域の相談支援事業所の人材育成の支援及び地域の相談機関との連携強化の取組を年12回実施します。 また、個別事例の支援内容の検証を年12回実施し、主任相談支援専門員を2名配置します。

2-1-12 地域生活支援拠点の運営 (障1-1-20、2-1-14)

事業概要	地域生活支援拠点では地域連携調整員を配置し、主に相談支援と地域づくりを担い、関係機関等と連携した障害者の居住支援体制の充実を図るほか、他の機能(緊急時の対応・生活体験・専門的人材の確保)を区内の支援機関と連携する面的整備で実施します。
担当	障害福祉課
4年間の計画事業量	地域生活支援拠点の5つの機能のうち、未整備である「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」について、4地区の拠点を中心とした面的整備で実施します。 また、地域自立支援協議会において、その機能や地域課題について協議します。

2-1-13 男女平等参画の推進 <1-1-5再掲>

事業概要	無意識のうちに形成された性別に基づく固定的な役割分担意識やジェンダーに関する偏見等を解消し、男女平等参画を推進するため、男女平等センターを拠点として啓発事業や学習の機会の提供を行うとともに、配偶者やパートナー間を含むあらゆる暴力の根絶に向けた普及啓発事業等を実施します。
担当	総務課

2-1-14 ダイバーシティ推進事業 (地2-1-15、2-1-16)

<1-1-6再掲>

事業概要	アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)や価値観・文化の相互理解不足による差別をなくす啓発のほか、生きづらさや困難を抱える人の相談支援、SOGI(性的指向及び性自認)に悩む人へのコミュニケーション機会の提供、互いを人生のパートナーとすることを約束した同性の二人を支援する「文京区パートナーシップ宣誓制度」等を通じ、多様な性への理解促進と人権・多様性を尊重する社会の実現を推進します。				
担当	総務課				
4年間の計画事業量	項目	8年度	9年度	10年度	11年度
	男女平等センター相談室の相談件数	1,100件	※他の分野別計画に記載している事業については、令和8年度までの計画となるため、令和9年度以降の数値目標は設定していません。		

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

重層的支援体制整備事業実施計画に関わる事業に「★」を表示しています。

2-1-15 若者の居場所事業「Bunkyo Night Youth Lounge」
<1-1-20再掲>

事業概要	若者が自由に過ごすことができる居場所を提供するとともに、心理職等による相談支援や定期的な交流イベント等を実施します。
担当	こども若者政策課
4年間の 計画事業量	週1回の継続実施により、若者の居場所や相談機能を安定的に供給するとともに、若者のニーズに即したイベント(学び、趣味、ゲーム、出会い、地域参画、区政への提言等)を通じて、若者の充実した生活を推進します。

小項目2 経済的自立の支援

2-2-1 生活困窮者への自立支援の推進 ★ (地2-2-1)

事業概要	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、区が実施主体となって、関係機関との連携により、地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、居住支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施します。				
担当	生活福祉課				
4年間の計画事業量	項目	8年度	9年度	10年度	11年度
	自立相談支援事業新規相談受付件数	250件	※他の分野別計画に記載している事業については、令和8年度までの計画となるため、令和9年度以降の数値目標は設定していません。		
	住居確保給付金支給件数	15件			
その他支援	80人				

2-2-2 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業 (子4-4-11)

事業概要	要件を満たしたひとり親家庭等の父母が、より収入が高く安定した職に就くことができるように、就職に有利な資格取得の支援として「母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業」及び「母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金事業」を実施します。
担当	生活福祉課
4年間の計画事業量	ひとり親家庭に向けて母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業のチラシの配布やホームページの掲載などを通じて事業の周知を行い、安定した雇用や就労に向けた資格取得のために他機関と連携しながら相談・支援していきます。

2-2-3 入院助産 (子4-4-9)

事業概要	「児童福祉法」に基づき、出産時に分娩・入院の費用を支払うことが困難な妊産婦に対して、その費用を支給します。(所得要件あり)
担当	生活福祉課

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

重層的支援体制整備事業実施計画に関わる事業に「★」を表示しています。

2-2-4 生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）

事業概要	所得の少ない世帯の将来的な自立を支援することを目的として、学校教育法に規定する高等学校、大学、短期大学、専修学校、高等専門学校等に修学するために必要な費用の貸付を無利子で行います。
担当	社会福祉協議会

2-2-5 文の京若年者向け就職面接会 <1-1-4再掲>

事業概要	おおむね39歳以下の求職者と人材の確保を希望する区内中小企業等による就職面接会を実施します。
担当	経済課
4年間の計画事業量	就職面接会の継続実施により、区内中小企業等への就職を希望する若年者の就労を支援するとともに、企業の人材確保を支援します。

2-2-6 障害者就労支援の充実（障3-1-1）

事業概要	障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施します。多様化している障害の特性や働き方へのニーズに応じた専門性の高い支援やコーディネート力の強化、増加する新規登録者・就労者に対する定着支援、生活支援等、地域の拠点としての機能の充実を図ります。				
担当	障害福祉課				
4年間の計画事業量	項目	8年度	9年度	10年度	11年度
	就労継続者数	352人	※他の分野別計画に記載している事業については、令和8年度までの計画となるため、令和9年度以降の数値目標は設定していません。		

2-2-7 中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業

事業概要	区内中小企業向けに、地域の多様な人材の確保・活用に関するセミナーを実施するとともに、就職を希望する就職氷河期世代、女性及びリカレント教育課程受講者と企業とのマッチング支援等を行います。
担当	経済課

大項目3 自己実現の機会づくり

小項目1 学び直しとキャリア設計

3-1-1 生涯学習推進事業

事業概要	区民の多様なニーズに対応した幅広い分野の講座等の提供のほか、気軽に参加できる初心者向けの内容をはじめ、大学・企業等と連携した専門性の高い内容まで、区民の学習状況に合わせた多様なプログラムを展開します。
担当	アカデミー推進課
4年間の計画事業量	年齢やライフステージを問わず、全ての人が生涯にわたり主体的に学び続けられる環境を提供することで豊かな人生の実現を目指します。

3-1-2 学びの拠点としての図書館

事業概要	図書館のICT化の推進により利用者の利便性の向上を図るとともに、区民の多様な学習を支える環境づくりや地域密着型の情報発信など、「学びの拠点」としての機能向上を進めます。
担当	真砂中央図書館

3-1-3 文化芸術活動の推進

事業概要	だれもが文化芸術に親しむことができるよう、コンサート・演劇等の鑑賞事業、企画展の開催、伝統芸能・昔遊び等の体験事業等を通じて、文化芸術活動を楽しむ機会を創出します。
担当	アカデミー推進課

3-1-4 リカレント教育課程等受講料助成金

事業概要	65歳未満の区民のうち、就労経験があり、現在は就労していない方、非正規雇用で就労している方、個人で事業を営んでいる方を対象に、国や地方自治体、民間教育機関等が実施する人材の育成、職業能力の習得等につながる教育課程・講座等を受講する際の受講料の一部を助成します。
担当	経済課
4年間の計画事業量	人材の育成や職業能力の習得等につながる学び直しを支援することで、区民の職業能力の向上を図ります。

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

3-1-5 創業入門サロン

事業概要	創業に関する講義や創業体験談、創業経験者との交流、専門家による創業相談等を通じて、区内における創業機運の醸成を図ります。
担当	経済課

3-1-6 創業支援セミナー

事業概要	区内で創業を希望する方、区内で創業後5年未満の方を対象に、経営、財務、人材育成、販売方法を学ぶセミナーを開催します。				
担当	経済課				
4年間の 計画事業量	項目	8年度	9年度	10年度	11年度
	参加者数	110人	110人	110人	110人

3-1-7 チャレンジショップ支援事業

事業概要	区内の空き店舗を活用して創業した事業者等を対象に、店舗賃借料の一部補助及び専門家による経営相談を実施します。
担当	経済課

3-1-8 スタートアップ¹⁶支援事業

事業概要	創業5年以内又は大学の創業支援施設から区内に事業所を移転して1年以内の区内スタートアップを対象に、事務所等賃借料の一部補助及び専門家による経営相談を実施します。
担当	経済課

¹⁶ スタートアップ 先進的なアイデア・技術を強みに、新しいビジネスを創り出し、短期間で急成長を遂げる企業。

小項目2 社会参画と居場所づくり

3-2-1 文京 Vote Supporters

事業概要	区内に在住、在学、在勤している高校生から25歳程度までの若者を主体とし、選挙啓発活動を行います。
担当	選挙管理委員会事務局
4年間の計画事業量	SNSによる情報発信や同年代に対する選挙啓発事業の企画・実施を行うことで、若年層の投票率の向上を目指します。

3-2-2 投票立会人募集

事業概要	体験型学習の一環として、投票所で投票事務が公正に行われるよう、若年層の投票立会人登録制度を実施します。
担当	選挙管理委員会事務局

3-2-3 町会・自治会加入促進・担い手確保支援事業

事業概要	地域コミュニティの核となる町会・自治会の活動の活性化や持続的な運営を図るため、加入促進につながる事業として町会・自治会加入促進事業補助金支援や、活動の担い手確保として地域活動センター公式LINEを通じた地域イベント等の情報配信による活動周知支援などの事業を包括的に実施します。
担当	区民課
4年間の計画事業量	町会・自治会の積極的な周知や加入促進に取り組み、活動の活性化及び組織体制の強化につなげます。また、地域コミュニティ活動の支援により、地域コミュニティの活性化につなげ、担い手確保を目指します。

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

3-2-4 重層的支援体制整備事業（ぶんきょうチームでまるごと支援）★

（地1-1-1、1-2-1、2-1-1、2-1-2、2-1-3）

<2-1-1再掲>

事業概要	支援が必要な方の状況に応じて各分野の機関が連携し、地域支援やネットワークを重ね合わせることで、孤立している人を取り残さない地域づくりを目指します。
担当	事務局：福祉政策課
4年間の計画事業量	会議や研修等を通じて、関係者による目的意識の共有や支援者の資質向上を図るほか、つながる相談窓口の設置など、分野横断的な協働を推進するとともに、区民への周知を図りながら、質の高い支援を包括的に提供できる体制を構築していきます。特に、地域に存在する8050問題やひきこもり等、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱えた方及び世帯に対し、社会福祉協議会や地域の関係者、地域活動団体等と連携することで、早期の把握と適切な支援につなげていきます。

3-2-5 小地域福祉活動の推進 ★（地1-1-2）

事業概要	地域福祉コーディネーターを中心に、地域住民、関係機関、民間団体等と連携し、地域活動への参加促進、居場所づくり及び相談支援を通じて、若者を地域全体で支えていくことを支援します。
担当	社会福祉協議会
4年間の計画事業量	若者が孤立することなく安心して生活できるよう、地域住民、関係機関、民間団体等とのネットワーク形成を行い、地域全体で若者を支える地域づくりを目指します。 また、地域活動や居場所への参加を通して、若者が社会と関係性を広げ、自立と成長に向けた歩みが進められるよう支援を行います。

3-2-6 地域の支え合い体制づくり推進事業 (地1-1-9)

事業概要	参加者同士が交流を深める「ふれあいいいきサロン」、地域の課題解決を図る「サロンぷらす」、地域住民による常設型の拠点「つどい〜の」の推進を通して、地域住民の自主的な活動支援を行います。				
担当	社会福祉協議会				
4年間の計画事業量	項目	8年度	9年度	10年度	11年度
	ふれあいいいきサロン設置数	152か所	※他の分野別計画に記載している事業については、令和8年度までの計画となるため、令和9年度以降の数値目標は設定していません。		

3-2-7 青少年の社会参加推進事業補助 (子3-2-3)

事業概要	青少年が社会性を身につけるとともに、地域社会で活動するための知識等を得る機会をより多く提供するため、NPO等が実施する社会参加推進事業や青年育成事業に補助を行います。
担当	こども若者支援課
4年間の計画事業量	NPO等が特性を活かした青少年の社会参加推進事業や青年育成事業の経費の一部を補助し、青少年の社会参加を推進し、青少年の自立を促進します。

3-2-8 社会教育関係団体登録制度

事業概要	区民の自主的な文化・スポーツ・学習活動を促進するため、一定の要件を満たす団体を社会教育関係団体として登録し、施設の優先利用や利用料金の減額などを行うことで、その活動を支援します。
担当	アカデミー推進課
4年間の計画事業量	登録団体の活動内容を正確に把握し、広く区民に周知することで、各種活動への参加機会を提供するとともに、団体活動の活性化を図ることで、区民の自主的な文化・スポーツ・学習活動を支援します。

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

重層的支援体制整備事業実施計画に関わる事業に「★」を表示しています。

3-2-9 成人の日記念「はたちのつどい」

事業概要	はたちという新たな門出を祝い、「はたちのつどい」を開催します。区内在住の20歳となる方を対象に「はたちのつどいを考える会」を設置し、事業内容を検討します。
担当	区民課

3-2-10 大塚地域活動センターオープンスペース企画

事業概要	大塚地区内で相互に顔の見える関係づくりを目的としたイベント等を実施し、地域団体や住民の相互交流の場を提供します。イベント等の実施においては、地域住民及び大塚地区管内の大学、企業等との連携・協力関係を構築し、地域連携を推進していきます。
担当	区民課

3-2-11 ふれあいサロン事業

事業概要	地域活動センターにおいて、幅広い年代の区民が参加する各種イベントや様々な教室を開催し、生きがいきづくりや区民間の交流の支援、地域コミュニティのさらなる活性化を目指します。 また、社会福祉協議会との連携や、現役世代の参加促進を行います。
担当	区民課

3-2-12 ボランティア活動への支援 (地1-2-2)

事業概要	ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図ります。 また、団体への研修費の助成等による支援のほか、学生ソーシャルアクション連絡会等の地域活動や交流会等を通じて、活動団体間の交流の促進によりネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げます。
担当	社会福祉協議会
4年間の計画事業量	個人や団体からの地域活動に係る相談に、必要な諸調整を行いながら丁寧に応じます。 また、体験型プログラムを取り入れるなどの工夫を行いながらボランティア養成講座等を実施し、地域の担い手の育成に取り組むとともに、実際にボランティア活動を行いたい方と実動しているボランティア団体とをつなげます。 さらに、活動している個人や団体同士のつながる機会を設けることで、活動が停滞しないように支援を行います。

3-2-13 NPO活動・地域活動の支援 (地1-2-3)

事業概要	協働の拠点である地域連携ステーション「フミコム」の運営を通して、区や地域住民・ボランティア・NPO・企業・大学等と連携し、新たなつながりを創出することで、地域の活性化や地域課題の解決を図ります。
担当	社会福祉協議会
4年間の計画事業量	Bチャレ(提案公募型協働事業)に関しては、協働での地域課題解決や地域活性につながる事業を支援するとともに、事業として採用されなかった団体にも継続的な支援を行うことで、地域団体の運営体制の強化と潜在化した地域課題の掘り起こし、解決につなげます。 NPO活動等に係る各種講座に関しては、講座終了後も個々に応じて適宜支援できるよう、参加者と対面における顔の見える関係を築きます。

3-2-14 文京お届け講座

事業概要	区民の自主的な学習活動を支援するとともに、区の職員が地域の団体の要望に応じて講師として職務に関する話をするすることで、職員の意識改革と住民との協働関係の醸成を図ります。				
担当	アカデミー推進課				
4年間の計画事業量	項目	8年度	9年度	10年度	11年度
	実施講座数	20件	21件	21件	22件

3-2-15 交流館における交流事業の充実

事業概要	世代を超えて、広く区民同士が交流を図れるよう、交流館において、様々な交流事業を実施します。
担当	区民課

3-2-16 安全・安心で快適な公園等の整備 (子5-2-6)

事業概要	安全・安心に配慮しながら、地域住民のニーズを踏まえた公園等の再整備や、公園に隣接する公共施設を活用した、公園と一体となった魅力的な空間づくりなど、だれもが安心して利用できる地域の憩いの場となる公園等の整備を行います。
担当	みどり公園課

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

3-2-17 若者の居場所事業「Bunkyo Night Youth Lounge」
<1-1-20再掲>

事業概要	若者が自由に過ごすことができる居場所を提供するとともに、心理職等による相談支援や定期的な交流イベント等を実施します。
担当	こども若者政策課
4年間の 計画事業量	週1回の継続実施により、若者の居場所や相談機能を安定的に供給するとともに、若者のニーズに即したイベント(学び、趣味、ゲーム、出会い、地域参画、区政への提言等)を通じて、若者の充実した生活を推進します。

A decorative background featuring a yellow and orange geometric pattern of triangles and polygons, with a white, torn-paper-like edge separating it from the white content area below.

資料編



資料編

資料1 子育て支援計画の沿革 ※若者計画の策定まで

年 月	沿 革
平成 12 年 3 月	<p>【子育て支援計画の誕生】</p> <p>文京区地域福祉計画は児童福祉を含む区の福祉保健施策に関する総合的な計画として策定しましたが、少子化社会が急速に進展する中、子育て支援を充実したものとするため、地域福祉計画の中に、新たに「児童育成計画」（地方版エンゼルプラン）である「子育て支援計画」を取り入れました。</p>
平成 15 年 3 月	<p>【子育て支援計画の改定】</p> <p>子育て支援計画をさらに充実させるための改定を行いました。</p>
平成 17 年 3 月	<p>【次世代育成支援行動計画（前期分）の策定】</p> <p>平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、都道府県及び市町村（特別区を含む）と事業主は、国が定めた「指針」に基づく「行動計画」を策定することが義務づけられました。</p> <p>本区では、これまでの「子育て支援計画」を拡充し、総合的かつ体系的に子育て支援を推進する新たな「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画）」（平成 17 年度～21 年度）を策定しました。</p>
平成 22 年 3 月	<p>【次世代育成支援行動計画（後期分）及び保育計画の策定】</p> <p>近年の出生数の動向、子育ての負担感や母親の就労希望など子どもの現状や子育てを取り巻く状況を踏まえ、「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画）」（平成 22 年度～26 年度）を策定しました。</p> <p>また、保育園待機児童数が 50 人以上いる区市町村は、保育需要に対応するための保育計画を策定する必要があり、本区においても、平成 21 年 4 月 1 日の待機児童数が 86 人となったことから、子育て支援計画と一体のものとして保育計画を策定しました。</p>
平成 27 年 3 月	<p>【子育て支援計画（平成 27 年度～31 年度）の策定】</p> <p>急速な少子化の進行や保護者の就労形態の多様化など、子どもと家庭を取り巻く環境の変化する中、子育てを社会全体で支援していくため、「子育て支援計画（平成 27 年度～31 年度）」を策定しました。</p> <p>この計画は「市町村次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を包含するものとして策定しました。</p>
平成 28 年 3 月	<p>【子ども・子育て支援事業計画の改定】</p> <p>平成 27 年発表の人口統計等により、人口推計の更新を行い、ニーズ量の見直しを行った結果、計画に定める量の見込みが大きく変動することとなったため、計画の一部を改定しました。</p>
平成 29 年 3 月	<p>【子ども・子育て支援事業計画の改定】</p> <p>平成 28 年発表の人口統計等により、人口推計の更新を行い、ニーズ量の見直しを行った結果、計画に定める量の見込みが大きく変動することとなったため、計画の一部を改定しました。</p>

年 月	沿 革
平成 30 年 3 月	<p>【子ども・子育て支援事業計画の改定】 平成 29 年発表の人口統計等により、人口推計の更新を行い、ニーズ量の見直しを行った結果、計画に定める量の見込みが大きく変動することとなったため、計画の一部を改定しました。</p>
令和 2 年 3 月	<p>【子育て支援計画（令和 2 年度～6 年度）の策定】 子育て支援施策の継続性と更なる取組を推進するため、「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画）（令和 2 年度～6 年度）」を策定しました。</p>
令和 5 年 3 月	<p>【子どもの貧困対策計画の策定】 子どもの貧困対策推進法の改正や社会状況の変化を踏まえ、「子育て支援計画（追補版）」として「子どもの貧困対策計画」を策定しました。</p>
令和 7 年 3 月	<p>【子育て支援計画（令和 7 年度～11 年度）の策定】 子育て支援施策の継続性と更なる取組を推進するため、「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画）（令和 7 年度～11 年度）」を策定しました。</p>
令和 8 年 3 月	<p>本計画の策定に至る。</p>

資料2 計画の検討体制

1 文京区地域福祉推進協議会

(1) 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

制 定 平成8年7月11日8文福福発第504号
最終改正 令和6年9月12日2024文福福第449号

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱（6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。）に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

- (1) 文京区地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」という。）に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する委員34人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 20人以内
- (3) 公募区民 9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領（12文福福発第204号）により募集する。

(任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(分野別検討部会)

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・若者部会
- (2) 高齢者・介護保険部会
- (3) 障害者部会
- (4) 保健部会

3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。

6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。

7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めたときは、10人を超えて委嘱することができる。

8 前3項の規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介第1114号）に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。

9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例（昭和50年3月文京区条例第15号）に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。

10 部会は、部会長が招集する。

11 部会長は、必要があると認めたときは、部会員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

12 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

13 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 子ども・若者部会 子ども家庭部子育て支援課
- (2) 高齢者・介護保険部会 福祉部高齢福祉課
- (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
- (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成22年度から平成23年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民であるもののうち4名以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号の公募区民を充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

3 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち3人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

3 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち1人については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることことができる。

4 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17 文介第 1114 号）第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることができる。

- 4 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
（公募委員の特例）
- 2 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文紹介第1114号）第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることことができる。
- 4 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
（公募委員の特例）
- 2 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文紹介第1114号）第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることことができる。
- 4 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

(2) 文京区地域福祉推進協議会委員名簿

令和6年4月～令和8年3月

番号	区分	氏名	団体名等	備考
1	学識経験者	高橋 紘士	一般社団法人高齢者住宅協会顧問	
2		遠藤 利彦	東京大学大学院教授	
3		平岡 公一	東京通信大学教授	
4		高山 直樹	東洋大学教授	
5		神馬 征峰	東京大学名誉教授	
6	団体推薦	井上 博和	小石川医師会	
7		細部 高英	文京区医師会	
8		土居 浩	小石川歯科医師会	
9		三羽 敏夫	文京区歯科医師会	6年度第1回まで
10		谷田部 優		6年度第2回から
11		新井 悟	文京区薬剤師会	
12		諸留 和夫	文京区町会連合会	
13		石樵さゆり	文京区社会福祉協議会	
14		清水 健譽	文京区民生委員・児童委員協議会	7年度第3回まで
15		中嶋 博		7年度第4回から
16		木村 始	文京区高齢者クラブ連合会	
17		大橋 久	文京区青少年健全育成会	
18		堀口 法子	文京区女性団体連絡会	
19		田中 甲子	文京区私立幼稚園連合会	7年度第1回まで
20		早川 真		7年度第2回から
21		片岡 哲子	文京区話し合い員連絡協議会	6年度第4回まで
22		瀧口美千代		7年度第1回から
23		宮長 定男	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
24		弘世 京子	文京区民生委員・児童委員協議会 (主任児童委員)	
25		佐々木妙子	文京区私立保育園(慈愛会保育園)	
26		山口 恵子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	
27		早坂 隆	味わいクラブ(保健所利用団体)	
28		平井 芙美	アビーム(精神障害者就労支援施設)	
29	公募区民	原田 悠希	(子ども・子育て会議)	
30		河合 直子		
31		小倉 保志	(地域包括ケア推進委員会)	
32		細谷 富男		

番号	区分	氏名	団体名等	備考
33	公募区民	松川えりか	(地域保健推進協議会)	7年度第1回まで
34		植村 元喜		7年度第1回まで
35		西村 久子		7年度第2回から
36		小山 忍		7年度第2回から
37		武長 信亮		
38		泉田 信行		
39		米倉かおり		

(3) 文京区地域福祉推進本部設置要綱

制 定 平成7年2月20日6文福福発第1188号

最終改正 令和7年3月19日2024文福福第1016号

(設置)

第1条 文京区地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」という。）その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉保健計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則（平成6年3月文京区規則第10号）第4条第1項（区長、副区長及び教育長を除く。）及び第2項に規定する者をもって構成する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、その結果を推進本部に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、地域包括ケア推進担当部長、子ども家庭部長及び保健衛生部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、地域包括ケア推進担当部長、子ども家庭部長、保健衛生部長の順とする。
- 6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。
- 8 その他幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉保健計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(4) 文京区地域福祉推進本部 本部員名簿

令和8年3月現在

番号	役職	氏名	職名
1	本部長	成澤 廣修	区長
2	副本部長	佐藤 正子	副区長
3	//	加藤 裕一	副区長
4	//	丹羽恵玲奈	教育長
5	本部員	新名 幸男	企画政策部長
6	//	竹田 弘一	総務部長
7	//	榎戸 研	防災危機管理室長
8	//	高橋 征博	区民部長
9	//	長塚 隆史	アカデミー推進部長
10	//	鈴木 裕佳	福祉部長
11	//	矢島 孝幸	地域包括ケア推進担当部長
12	//	多田栄一郎	子ども家庭部長
13	//	栗山 仁	児童相談所長（児童相談担当部長）
14	//	矢内真理子	保健衛生部長
15	//	鶴沼 秀之	都市計画部長
16	//	小野 光幸	土木部長
17	//	木幡 光伸	資源環境部長
18	//	松永 直樹	施設管理部長
19	//	宇民 清	会計管理者
20	//	吉田 雄大	教育推進部長
21	//	渡邊 了	監査事務局長
22	//	佐久間康一	区議会事務局長
23	//	川崎慎一郎	企画政策部企画課長
24	//	進 憲司	企画政策部財政課長
25	//	横山 尚人	企画政策部広報戦略課長
26	//	畑中 貴史	総務部総務課長
27	//	中川 景司	総務部職員課長

(5) 文京区地域福祉推進本部幹事会 幹事名簿

令和8年3月現在

番号	役職	氏名	職名
1	幹事長	鈴木 裕佳	福祉部長
2	副幹事長	矢島 孝幸	地域包括ケア推進担当部長
3	〃	多田栄一郎	子ども家庭部長
4	〃	矢内真理子	保健衛生部長
5	幹事	川崎慎一郎	企画政策部企画課長
6	〃	熊倉 智史	総務部ダイバーシティ推進担当課長
7	〃	齊藤 嘉之	総務部防災危機管理課長
8	〃	篠原 秀徳	福祉部福祉政策課長
9	〃	瀬尾かおり	福祉部高齢福祉課長
10	〃	鈴木 仁美	福祉部地域包括ケア推進担当課長
11	〃	永尾 真一	福祉部障害福祉課長
12	〃	坂田 賢司	福祉部生活福祉課長
13	〃	佐々木健至	福祉部介護保険課長
14	〃	佐藤 祐司	福祉部事業者支援担当課長
15	〃	後藤 容子	福祉部国保年金課長（高齢者医療担当課長兼務）
16	〃	鈴木 大助	子ども家庭部子育て支援課長
17	〃	富沢 勇治	子ども家庭部子ども施策推進担当課長
18	〃	奥田 光広	子ども家庭部幼児保育課長
19	〃	足立 和也	子ども家庭部子ども施設担当課長
20	〃	大戸 靖彦	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
21	〃	佐藤 武大	子ども家庭部児童相談所副所長（児童相談課長）
22	〃	中島 一浩	保健衛生部生活衛生課長
23	〃	大武 保昭	保健衛生部健康推進課長
24	〃	小島 絵里	保健衛生部予防対策課長
25	〃	市川健一郎	保健衛生部保健対策担当課長
26	〃	大塚 仁雄	保健衛生部保健サービスセンター所長
27	〃	宮原 直務	教育推進部学務課長
28	〃	山岸 健	教育推進部教育指導課長
29	〃	日比谷光輝	教育推進部児童青少年課長
30	〃	木内 恵美	教育推進部教育センター所長

(6) 文京区子ども・子育て会議条例

平成二十五年六月十三日

条例第三十一号

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十二条第一項の規定に基づき、文京区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 子育て会議は、法第七十二条第一項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第三条 子育て会議は、委員二十二人以内をもって組織する。

2 委員は、法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他区長が必要があると認めた者のうちから区長が委嘱する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第五条 子育て会議に会長及び副会長各一人を置き、学識経験のある者のうちから委員が選出する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第六条 子育て会議は、区長が招集する。

(意見聴取等)

第七条 子育て会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要とする資料の提出を求めることができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員に関する特例)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十六年三月三十一日までの間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「二十人」とあるのは、「二十二人」とする。

3 施行日以後最初に委嘱された委員の任期については、第四条の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までとする。

付 則（令和五年三月一日条例第九号）
この条例は、令和五年四月一日から施行する。

付 則（令和六年三月五日条例第一一号）
この条例は、公布の日から施行する。

(7) 文京区子ども・子育て会議要綱

制 定 平成25年6月20日 25文男子第606号

最終改正 令和7年3月31日 2024文子支第4152号

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区子ども・子育て会議条例(平成25年6月文京区条例第31号。以下「条例」という。)第8条の規定により、文京区子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関し学識経験のある者 3人以内
- (2) 法第6条第2項に規定する子どもの保護者 5人以内
- (3) 子ども・子育て支援等に関する事業に従事する者 5人以内
- (4) 事業主を代表する者 1人
- (5) 労働者を代表する者 1人
- (6) 公募の区民 5人以内

2 前項第6号に規定する委員(以下「区民委員」という。)は、別に定めるところにより募集し、決定する。

(欠員補充)

第3条 条例第4条の規定にかかわらず、区民委員に欠員が生じたときは、これを補充しない。

(幹事)

第4条 子育て会議に幹事を置く。

2 幹事は、次に掲げる職にある者とする。

- (1) 子ども家庭部長
- (2) 児童相談担当部長(児童相談所長)
- (3) 教育推進部長
- (4) 企画政策部企画課長
- (5) 福祉部福祉政策課長
- (6) 福祉部障害福祉課長
- (7) 福祉部生活福祉課長
- (8) 子ども家庭部子育て支援課長
- (9) 子ども家庭部子ども施策推進担当課長
- (10) 子ども家庭部幼児保育課長
- (11) 子ども家庭部子ども施設担当課長
- (12) 子ども家庭部子ども家庭支援センター所長

- (13) 子ども家庭部児童相談課長（児童相談所副所長）
- (14) 子ども家庭部児童相談援助担当課長
- (15) 保健衛生部保健サービスセンター所長
- (16) 教育推進部教育総務課長
- (17) 教育推進部学務課長
- (18) 教育推進部教育指導課長
- (19) 教育推進部児童青少年課長
- (20) 教育推進部教育センター所長

3 前項に規定する者のほか、区長は必要があると認めた者について、区職員のうちから幹事とすることができる。

4 幹事は、会長から付託された事項について調査又は研究を行う。

5 幹事は、子育て会議に出席して説明を求められたときは、意見を述べることができる。

（庶務）

第5条 子育て会議の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

（委任）

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 20 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(8) 文京区子ども・子育て会議及び
文京区地域福祉推進協議会子ども・若者部会 委員名簿

令和6年4月～令和8年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	会長	遠藤 利彦	東京大学大学院教育学研究科教授	
2	副会長	高橋 貴志	白百合女子大学教授	
3	委員	高櫻 綾子	青山学院大学准教授	
4	〃	秋山 誉寛	公募区民	
5	〃	乾 愛		
6	〃	河合 直子		
7	〃	篠原 朝子		7年度第1回まで
8	〃	原田 悠希		
9	〃	大橋 久	文京区青少年健全育成会	
10	〃	弘世 京子	文京区民生委員・児童委員協議会	
11	〃	堀口 法子	文京区女性団体連絡会	
12	〃	田中 甲子	文京区私立幼稚園連合会	7年度第1回まで
13	〃	早川 真		7年度第2回から
14	〃	佐々木妙子	文京区私立保育園（慈愛会保育園）	
15	〃	大坪沙友里	文京区認可保育園父母の会連絡会	6年度第5回まで
16	〃	佐々木万紀子		7年度第1回から
17	〃	高橋 誉則	文京区学童保育連絡協議会	
18	〃	大野 高裕	文京区立幼稚園PTA連合会	6年度第5回まで
19	〃	加藤 光喜		7年度第1回から
20	〃	五十嵐悠紀	文京区立小学校PTA連合会	6年度第5回まで
21	〃	木下 敏宏		7年度第1回から
22	〃	西 智之	文京区立中学校PTA連合会	6年度第5回まで
23	〃	瀧田 巖陽		7年度第1回から
24	〃	塚本 千尋	文京区特別支援学級連絡協議会	6年度第5回まで
25	〃	篠塚 宏器		7年度第1回から
26	〃	秋葉 園江	東京商工会議所文京支部	
27	〃	井島 和彦	連合東京都連合会西北地協文京地区協議会	6年度第3回まで
28	〃	久保 知子		6年度第4回から

番号	役職	氏名	団体名等	備考
29	部会員	石樵さゆり	文京区社会福祉協議会	6年度第4回から
30	〃	那須 晴吾	文京区青少年委員会	6年度第4回から
31	〃	稲村紘志郎	東京青年会議所文京区委員会	6年度第4回から

(9) 文京区子ども・子育て会議及び
文京区地域福祉推進協議会子ども・若者部会 幹事名簿

令和8年3月現在

番号	役職	氏名	職名
1	幹事	多田栄一郎	子ども家庭部長
2	//	栗山 仁	児童相談所長（児童相談担当部長）
3	//	吉田 雄大	教育推進部長
4	//	川崎慎一郎	企画政策部企画課長
5	//	篠原 秀徳	福祉部福祉政策課長
6	//	永尾 真一	福祉部障害福祉課長
7	//	坂田 賢司	福祉部生活福祉課長
8	//	鈴木 大助	子ども家庭部子育て支援課長
9	//	富沢 勇治	子ども家庭部子ども施策推進担当課長
10	//	奥田 光広	子ども家庭部幼児保育課長
11	//	足立 和也	子ども家庭部子ども施設担当課長
12	//	大戸 靖彦	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
13	//	佐藤 武大	子ども家庭部児童相談所副所長（児童相談課長）
14	//	新納 拓爾	子ども家庭部児童相談援助担当課長
15	//	大塚 仁雄	保健衛生部保健サービスセンター所長
16	//	熱田 直道	教育推進部教育総務課長
17	//	宮原 直務	教育推進部学務課長
18	//	山岸 健	教育推進部教育指導課長
19	//	日比谷光輝	教育推進部児童青少年課長
20	//	木内 恵美	教育推進部教育センター所長

資料3 計画の検討経過

1 文京区地域福祉推進協議会

	開催日	主な議題
1	令和6年8月27日(火)	○文京区子ども・若者支援の推進について
2	令和6年11月20日(水)	○若者の生活と意識に関する調査の調査項目(案)について
3	令和7年5月23日(金)	○若者計画の策定について
4	令和7年8月27日(水)	○若者計画の検討状況
5	令和7年11月5日(水)	○若者計画の中間のまとめについて
6	令和8年2月5日(木)	○若者計画(中間のまとめ)のパブリックコメント及び区民説明会の結果について ○若者計画(最終案)について

2 文京区地域福祉推進本部

	開催日	主な議題
1	令和6年8月21日(水)	○文京区子ども・若者支援の推進について
2	令和6年11月6日(水)	○若者の生活と意識に関する調査の調査項目(案)について
3	令和7年5月14日(水)	○若者計画の策定について
4	令和7年8月20日(水)	○若者計画の検討状況
5	令和7年10月22日(水)	○若者計画の中間のまとめについて
6	令和8年1月28日(水)	○若者計画(中間のまとめ)のパブリックコメント及び区民説明会の結果について ○若者計画(最終案)について

3 文京区地域福祉推進本部幹事会

	開催日	主な議題
1	令和6年8月19日(月)	○文京区子ども・若者支援の推進について
2	令和6年10月29日(火)	○若者の生活と意識に関する調査の調査項目(案)について
3	令和7年5月8日(木)	○若者計画の策定について
4	令和7年8月18日(月)	○若者計画の検討状況
5	令和7年10月14日(火)	○若者計画の中間のまとめについて
6	令和8年1月22日(木)	○若者計画(中間のまとめ)のパブリックコメント及び区民説明会の結果について ○若者計画(最終案)について

4 文京区子ども・子育て会議及び文京区地域福祉推進協議会子ども・若者部会

	開催日	主な議題
1	令和6年10月17日(木)	○子ども・若者支援の推進について ○若者の生活と意識に関する調査の調査項目(案)について
2	令和7年1月21日(火)	○若者支援に関する取組状況について
3	令和7年5月8日(木)	○若者計画の策定について
4	令和7年7月9日(水)	○若者計画の策定について
5	令和7年8月7日(木)	○若者計画の策定について
6	令和7年10月17日(金)	○若者計画(中間のまとめ)について
7	令和8年1月22日(木)	○若者計画(中間のまとめ)のパブリックコメント及び区民説明会の結果について ○若者計画(最終案)について

5 計画策定に関する区民意見の収集状況

本計画の策定にあたり、アンケート調査や意見交換会、パブリックコメント等を通じて、若者当事者や区民等から意見を聴取しました。

(1) 若者の生活と意識に関する調査（以下「若者調査」という。）

若者の生活や意識に係る現状を把握し、本計画の基礎資料を得ることを目的として、区内在住の19～39歳を対象にWEBアンケートを実施した結果、70,038人に配付し、14,064人（回収率20.1%）から回答を得ました。

(2) 文京若者 meeting！

若者の「望むまちの姿」を把握し、本計画の主要項目及びその方向性を定めることを目的として、区内在住の19～39歳を対象にオンライン意見交換会を開催し、2日間（令和7年6月10日・14日）で12人に参加いただきました。

(3) 学識経験者等との意見交換

若者支援や就労支援、居場所づくりを専門に活動を行う学識経験者等との意見交換を2回（令和7年6月11日・12日）実施し、若者調査の結果や行政による支援のあり方等について意見をいただきました。

(4) 若者当事者との意見交換

区内の居場所施設において、令和7年7月25日に20～30代の利用者5人と意見交換を実施し、若者調査の結果や本計画の主要項目及びその方向性について意見をいただきました。

(5) パブリックコメント及び区民説明会

若者計画「中間のまとめ」について、パブリックコメント（令和7年12月5日～令和8年1月5日）及び区民説明会（令和7年12月10日・13日）を実施し、区民から意見を募集しました。意見募集の実施については、区報特集号の発行（令和7年12月5日号）、区ホームページへの掲載、区内関係窓口での供覧等の方法により周知しました。

パブリックコメントでは15人の方から34件、区民説明会では2人の方から4件の意見をいただきました。募集した意見等は、子ども・子育て会議や地域福祉推進協議会等に報告するとともに、区ホームページへの掲載等により公表しました。

資料4 子ども・若者育成支援推進法

平成二十一年七月八日

法律第七十一条

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法（令和四年法律第七十七号）第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事

項

- 3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援
(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団

体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（関係機関等の責務）

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。

二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

（人材の養成等）

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（子ども・若者支援地域協議会）

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、そ

の旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

3 調整機関は、第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の二第一項に規定する要保護児童又は同法第六条の三第五項に規定する要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同条第四項に規定する要保護児童対策調整機関と連携を図るよう努めるものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うもの

とする。

- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 削除

第二十六条から第三十三条まで 削除

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日=令和七年六月一日)

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が同法第八条第一項の規定により作成した同項の子ども・若者育成支援推進大綱は、

この法律の施行後は、政府が前条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第八条第一項の規定により定めた同項の子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

附 則 （令和六年六月一二日法律第四七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（「施行日から起算して五年を経過する日」を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

（罰則に関する経過措置）

第四十五条 この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

「^{ふみ}文の^{みやこ}京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

－子育て支援計画－

若者計画

令和8年度～令和11年度
令和8年（2026年）3月発行

発行 文京区

編集 子ども家庭部 子育て支援課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

電話 (03) 5803-1901 (直通)

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>

印刷物番号 F0125015

有償頒布価格 600円

